

令和3年6月8日

1. 出席議員

1番	中島	信二	12番	服部	良一
2番	高山	正信	13番	大坪	久美子
3番	青木	勉	14番	寺尾	高良
4番	川口	堅志	15番	栗原	吉平
5番	橋本	正敏	16番	三角	真弓
6番	田中	栄一	17番	森	茂生
7番	堤	康幸	18番	栗山	徹雄
8番	高橋	信広	20番	川口	誠二
10番	牛島	孝之	21番	松崎	辰義
11番	萩尾	洋	22番	角田	恵一

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	井手	勇一
事務局長補佐	檀	公彦
書記	中島	知子
書記	中園	弘一

4. 地方自治法第121条により出席した者

市 長	三田村 統之
副 市 長	松 崎 賢 明
副 市 長	松 尾 一 秋
教 育 長	橋 本 吉 史
総 務 部 長	原 亮 一
企 画 部 長	石 井 稔 郎
市 民 部 長	牛 島 憲 治
健康福祉部長	橋 本 妙 子
建設経済部長	山 口 英 二
教 育 部 長	原 信 也
総 務 課 長	秋 山 勲
財 政 課 長	田 中 和 己
防災安全課長	毛 利 昭 夫
企画政策課長	馬 場 浩 義
新庁舎建設課長	石 川 幸 一
市 民 課 長	野 田 勝 広
人権・同和政策・男女 共同参画推進課長	古 家 浩
福 祉 課 長	栗 山 哲 也
子育て支援課長	平 島 英 敏
健康推進課長	坂 田 智 子
学校教育課長	郷 田 純 一
社会教育課長	溝 上 啓 之
人権・同和教育課長	大久保 寿 子

議事日程第3号

令和3年6月8日（火） 開議 午前10時

日 程

第1 一般質問

(質問の順序)

- 1 松 崎 辰 義 議員
- 2 牛 島 孝 之 議員
- 3 森 茂 生 議員
- 4 高 橋 信 広 議員

本日の会議に付した事件

第1 一般質問

午前10時 開議

○議長（角田恵一君）

皆様おはようございます。本日の一般質問、またよろしく願いいたします。

お知らせいたします。松崎辰義議員、牛島孝之議員、高橋信広議員要求の資料をタブレットに配信いたしております。

ただいまの出席議員数が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程につきましては、会議規則第19条ただし書の規定により、タブレットに配信しておりますので、御了承願います。

日程第1 一般質問

○議長（角田恵一君）

日程第1. 一般質問を行います。

順次質問を許します。21番松崎辰義議員の質問を許します。

○21番（松崎辰義君）

皆さんおはようございます。日本共産党の松崎辰義です。このコロナ禍の中、医療現場で日々頑張っておられる医療関係者の皆さんに心よりお礼を申し上げたいと思います。本当にありがとうございます。そして、お疲れさまです。

また、コロナ感染により亡くなられた方々に、心からのお悔やみを申し上げますとともに、心より御冥福をお祈り申し上げます。一日も早い終息を望むところであります。

それでは、通告に基づき一般質問を行っていきます。

まず1点目は、学校の統廃合についてであります。

現在、川崎小学校、忠見小学校、見崎中学校の統廃合が議論されています。地域との話し合いや進捗状況、今後の在り方について、地域の皆さんは不安がっておられます。教育委員会ももっと積極的に地域の皆さんと話し合い、共通理解を持つことが今必要なのではと考えます。

そこで、現在の進捗状況はどうなっているのか、地元との協議はどのようになっているのか、今後の進め方はどのようにされるのか、将来の学校の在り方についてどのように考えておられるのかをお伺いします。

次に、避難所対策についてであります。

避難所問題については何回も質問を行い、以前に比べれば随分改善されてきている点も多いと思っております。

そこで、今回、続けてお伺いをするわけですが、まず、避難所への誘導対策についてであります。

分散避難が定着しつつありますが、まだまだ避難先の偏りが見られます。同じようにとはいきませんが、少しでも偏りを減らし、密をつくらないことが求められています。今回、スマートフォンなどで混雑状況を確認できるようになりましたが、これをどのように使っていくのか、住民への周知徹底はどのようにされるのか。

次に、今後のコロナ対策についての考え方、具体的な施策等はどのように考えておられるのか、お伺いします。

そして、地域との連携、これが一番大事だと思いますので、その点どのようにお考えなのか、お願いします。

あとは質問席より順次質問を行いますので、明解な答弁をお願いいたします。

○市長（三田村統之君）

おはようございます。本日の本会議一般質問、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

21番松崎辰義議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、学校の統廃合について、見崎地区でございますが、この後、教育長が答弁いたしますので、先に2の避難所対策について答弁をいたします。

避難所への誘導対策についてでございます。

災害時における人的被害を最小限に抑えるためには、適切な避難場所へ早期避難することが求められます。そのためには市民の皆様にご正確な避難情報をお伝えすることが大切です。特に、災害対策基本法の改正に伴い、避難情報は避難勧告が廃止されて避難指示に一元化されていますので、制度の周知が重要となります。

これまでも広報紙や防災ラジオなどを通じて周知に努めてまいりましたが、今年度は避難

所の混雑状況をインターネット上ですぐに確認できる取組を行っております。早期避難、分散避難を促してまいります。今後も引き続き防災ラジオ、データ放送、メールサービスなど、様々な情報発信媒体を活用しながら、効果的な避難誘導に取り組んでまいります。

次に、今後のコロナ対策についての考え方でございます。

避難所における新型コロナウイルス感染症対策につきましては、国及び県が示す指針を踏まえて作成した八女市避難所開設・運営マニュアルを基に、避難時における分散避難を促しながら、感染症リスクに配慮した形での避難所運営を行ってまいります。

次に、地域との連携についての考え方でございます。

災害時において、隣近所や行政区、自主防災組織など、身近な地域コミュニティの協力は必要不可欠でございます。特に、新型コロナウイルス感染症リスクを軽減するには、感染症対策を確立した上で、地域避難所等への分散避難が重要であるため、地域避難所の充実を図っております。これまで自主防災組織が実施する防災活動及び避難所運営に係る資機材等の整備に対する支援金の交付などを通じて、避難所開設に備えていただいております。今後とも地域と連携しながら、コロナ禍に対応した防災体制の充実に努めてまいります。

あと、学校の統廃合については教育長が答弁をいたします。

○教育長（橋本吉史君）

21番松崎辰義議員の一般質問にお答えをいたします。

1、学校の統廃合について（見崎地区）、現在の進捗状況はどうなっているのかとのお尋ねでございます。

見崎中学校区の学校再編につきましては、現在、見崎中学校区の方々が自ら見崎中学校区の学校の在り方を考えるための見崎校区における新しい学校づくり推進協議会において協議が行われているところです。

次に、地元との協議はどのようになっているのかとのお尋ねです。

現在は推進協議会で協議がなされている最中でございますので、教育委員会としましては協議の行方を見守っているところでございます。

次に、今後の進め方はどのようにされるのかとのお尋ねです。

推進協議会による協議の結果、要望書が提出されれば、教育委員会も協議に参加して、在り方検討委員会を立ち上げて協議を続けてまいります。

最後に、将来の学校の在り方についてどのように考えておられるのかとのお尋ねです。

将来の学校の在り方につきましては、八女市立学校再編整備基本構想にのっとりながら、児童生徒にとってよりよい教育環境を求めて考えてまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○21番（松崎辰義君）

今回質問をするに当たり、令和元年度八女市立学校再編整備基本構想という資料を頂きました。いわゆるこの統合を進めていかれる中の基本構想、基本姿勢だろうと思いますので、そこで、この基本構想について、まず何点かお伺いしてから協議の問題に入らせていただきたいと思います。

まず、1ページ目の2、学校再編の必要性において、「学校教育は、集団の中で多様な考え方に触れる機会や学び合いの機会、切磋琢磨する機会があることが望まれています」とあります。切磋琢磨というと聞こえはいいですが、この言葉によって子どもたちは学習の競争をさせられているように聞こえますけれども、この意味合いというのはどういうことなのか、切磋琢磨も含めてお願いします。

○学校教育課長（郷田純一君）

お答えいたします。

切磋琢磨という意味につきましては、議員おっしゃられるように、過度の競争とか、そういうものを求めているものではございません。新しい学習指導要領の中で、協働的な学びとか、そういうものを求めているわけですが、その中におきましても、ほかの意見の人たちとかと併せて磨き合いながら、よりよい自分に高めていくということも述べられておるわけですし、そういう意味で切磋琢磨と、自分を高めていくという意味で書いておるつもりでございます。

○21番（松崎辰義君）

ある文献を読みますと、こういうことも書いてあります。小規模校では、切磋琢磨や相互啓発がなされにくいと言われていますが、本当にそうなのでしょうか。子どもは他人と自分の能力の違いに気づくことによって競争意識が芽生えます。このように自然に芽生えた競争意識は子どもの行動にエネルギーを与え、能動的にさせます。同時に、競争意識は自分よりも弱い者、劣った者の存在を自覚することでもあります。何とかお兄ちゃんのようにうまくなろうと自分なりに研究して頑張っていて、どうしてもできないときに、お兄ちゃんからこうしたらうまくなるよと教えてもらったなら、それは新しい発見です。発見した喜びはひとしおです。とてもうれしいものです。また、できない子に教えてあげたときには優越感を感じるでしょう。しかし、それは優越感にとどまらず、相手が喜んでくれたときは自分もうれしくなるのです。こうして子どもたちは力の差を認識することによって、自ら深く学ぶとともに、助け合う喜びや相手を思いやる快感などを経験していくのです。これが本当の意味での切磋琢磨や相互啓発ではないでしょうか。子どもの自然な競争意識を芽生えさせるのに、大きな集団は必要ありません。しかし、切磋琢磨や相互啓発として持ち込まれているのは、往々にして大人社会からの競争です。それは過度の競争主義しかもたらしません。自然に芽生えた競争意識ではありませんから、子どもたちが積極的、能動的になることはなく、負担になっ

たり、かえって疎外感や無気力感を生み出すことになりかねませんという評価といたしますか、分析もなされているところです。

また、世界的に見ればですが、国連の子どもの権利委員会は日本政府に対して、これまで3回にわたって過度に競争主義的な環境による否定的な結果を避けることを目的として、学校制度及び学力に関する仕組みを再検討すること、今の日本の学校の在り方、子どもたちに対する在り方は違いますよと、競争意識を植え付けさせますよということを勧告しています。しかし、全く改善されていません。3回にわたって勧告されたにもかかわらず、なされていないと。一人一人の子どもが分かるまで学ぶのは、規模が小さいほうがいいのははっきりしています。また、単なる知識でなく、その応用力、思考力、問題解決力など、社会人になって求められる知的能力や知恵を身につけるのは少人数協働学習が有効であることは立証済みです。だからこそ、今、世界では小さな学校、小さなクラスがその流れになっています。実際に100人以下の学校が生まれていますし、WHOは100人以下でつくるように啓発をしております。これは単にこの問題だけじゃなくて、御存じのように、コロナ禍の中で日本も少人数が進められているように、そういう一つだろうと思っております。

人間関係が固定化されることによるデメリットをよく上げられますが、いじめがあったときにクラス替えで対応できないとか、社会性が育ちにくいといったことです。社会性というのは主体的に生きることです。周りの人たちと力を合わせて何かをなそうとしたり、自分の属する集団の中で自分の役割をしっかりと果たし、主体性を発揮できることです。さらに言えば、よりよい社会にするために真理を探求し、周りに働きかけて行動し、変えていく力です。そうした力は年齢や成長段階にふさわしい規模の集団の中でこそ、だんだん養われるものですとあります。

今のことは全て八女市のやっていることが悪いと言っているわけじゃありませんけれども、やはり切磋琢磨という言葉だけではなくて、そこの中に秘められたもっと深く、そして、競争主義ではないんだという部分をもう少し明確にしないと、やっぱり競争になってしまうのではないかなと思うんですが、その点どのように今後考えていかれるのか、お願いします。

○学校教育課長（郷田純一君）

今、議員おっしゃられた過度の競争主義に陥らないようにというのは我々も全く同じように考えております。ただ、最初申し上げましたように、協働的な学びというのを今学習指導要領等で求めているわけですが、個々の個性を土台にして、そして、お互いの物の見方、考え方、知や技、そういうものを総集して、ぶつけ合い、そして磨き合い、そういうものを大切にしないといけないと。これはこれから先の国際社会、多様性の社会の中で、当然、多様な他者との共存共栄を図っていく上で必ず必要になってくるのではないかなと考えております。

そこで、小規模がどうかということにつきましては、小規模といっても幅がございます。我々は多様な他者というのが必要であるということで、議員常々言われているフィンランドとか、そういうのは19人とか20人規模で今やっているわけで、少なくともそれぐらいは多様な他者として必要ではないかと考えておりました、この基本構想の中で、複式とか、そういうのが出てきた場合は考え始めますよというのをうたわせていただいているということでございます。

○21番（松崎辰義君）

文科省、国の方針にまだまだ問題があるからこそ、さっき言いましたように、国連の子ども権利委員会、これが日本に対して3回目も勧告をやっていると。学校制度及び学力に関する仕組みを再検討することと勧告をしているわけですから、そこを考えて、今言われたように、地域性とか、そういうものを考えながら幅を持たせてやるということですので、そういうことで考えていかないと、昨日でしたかね、不登校の問題がちょっと出ました。小学校で40名、中学校で75名と。毎年増えているんだということも、こういう過度の競争のひずみと言われているんですね。ですから、やっぱりそこを一番注意しながら、教育的にどうなのか、子どもたちにとってどうなのかということを中心に、ぜひこういった過度の競争にならないように考えていっていただきたいと思います。

次に、学校規模の問題ですけれども、再編の必要性については、本市においては学校の小規模化が進んできており、小規模化のデメリットを解消するためには、国が定める標準的な学校規模、教育長も何回も言われますように、12学級から18学級に一步でも近づけていくことが重要だと。そのための喫緊の対策として、学校再編を進める必要がありますと書いてあります。本当に12学級から18学級に近づける必要があるのでしょうか。また、12学級から18学級というのはどんな根拠に基づいて進められているのか、お願いします。

○学校教育課長（郷田純一君）

お答えいたします。

12学級から18学級ということで、国のほうから一つの目安として出されているわけですが、我々としましては、クラス替えができる、そして、もし人間関係が固定化されたときとかに、その解消のために手が打てる、そういうところを求めているということで、ちょうどいいところが12学級から18学級かなということで、こう載せさせていただいております。

ただ、議員もおっしゃられておりますように、これは地域性がありまして、旧町村におきましては、その学校が文化の拠点としての役割も果たすというところもございまして、それも勘案しまして、総合教育会議等でお諮りして学校再編の基本構想がつくられているということでございます。

○21番（松崎辰義君）

さっきも言いましたが、この根拠というのは何なんですか。

○議長（角田恵一君）

今の質問は、具体的な法的な根拠という意味も含めてということでしょう。

○21番（松崎辰義君）

そうです。

○議長（角田恵一君）

答弁できますか。

○学校教育課長（郷田純一君）

法的な根拠であるとするならば、存じ上げておりません。

○21番（松崎辰義君）

今、存じ上げていないと。存じ上げていないことをこういう基本構想に書くんですか。こういう基本構想については、この根拠についてきちんと調べて、そして、むしろ地域の人たちにこういう根拠でやっているんだということを説明するのがあなたたちの役割でしょう。

12学級から18学級という基準、教育学的根拠がないことは、文部省——これはちょっと古い話になるから、当時、文部省でした。文部省が国会の場で説明をしています。1973年3月7日、衆議院の予算委員会第2分科会で、山原健二郎議員が12学級から18学級が教育学的に適正規模だと言える根拠は何なんだとただしました。それに対し、当時の文部省初等中等教育局長はこのように答えています。学問的な、あるいは科学的な見地からこれが最適であるというのは、教育につきましてはなかなかそういう判断は出しにくいわけでございまして、経験的に申しましてそういうものが一番望ましいということであって、あくまでもこれは経験的にということで、この12学級から18学級というのは法的根拠というよりも教育的根拠がない。それでもあなた方は、小規模化が進んでおり、小規模化のデメリットを解消するため、その喫緊の対策として学校再編を進める必要があると。いわゆる12学級から18学級に一步でも近づけていくことが重要であるとしているじゃないですか。書いている根拠が分からないというのはどういうことですか、もう一回お願いします。

○学校教育課長（郷田純一君）

根拠につきましては、先ほど申し上げましたのは法的根拠は存じ上げていないということ。我々が最初申し上げましたように、12学級から18学級と申しますのは、1学年2学級から3学級ということで12学級から18学級と。それが多様な他者との学びをする上で重要であるという考えの下で掲げておるところでございまして。

○21番（松崎辰義君）

こればかり言っても先に進みませんので、もう一問で終わりますけれども、2学級、3

学級、そうやっていきたい、あなたたちの思いはよく分かります。しかし、こういうものをする場合、やっぱり法的根拠、また、いろんな調査に基づいてやっていかないと問題なんじゃないかなと思うから、この問題をお尋ねしたところです。

もう一点は、この問題で確認なんですけれども、2ページの3に学校再編の基本方針の中の(4)です。「小学校と中学校を統合するにあたっては、施設一体型義務教育学校化を推進します」とあります。つまり川崎小学校、忠見小学校、見崎中学校の今回の統合については、施設一体型義務教育学校化を目指しているということですよね。それで理解していいですか。

○学校教育課長（郷田純一君）

この文言につきましては、もしも地元からそういう要望が上がって、そして、在り方検討委員会で協議が次になされるわけですけれども、そのときに基本的に統合して小中一貫の学校をつくるということであるならば、義務教育学校設立を目指しますという意味でございます。

○21番（松崎辰義君）

基本方針をつくるときに、一応こうなるだろう、こういうものを目指していかなければならないだろう、何にもないところに、こういうことがさっき言われたように地元から出ればするけれども、出なかったらしないということですよ。

この学校再編というものが何なのか。本当に子どもたちの教育、子どもたちの健やかな成長を願ってつくられているのか。人任せ的な問題ではなく、あなたたちの英知を集めて、これがいいということでこの基本構想をつくったんじゃないんですか。もう一度お願いします。

○学校教育課長（郷田純一君）

我々はメリットが大きいということで、基本的には義務教育学校というものを目指しております。ただ、議員の御質問が見崎中校区ということでの御質問でありましたので、もともと我々はそういう基本的な考えは持っておりますけれども、今は地元で協議をしてくださいということでボールをお渡ししておりますので、委員会が何が何でもこうするんだという方針とか、そういうものを公の場で申し上げるといふのを差し控えているという意味で、そう申し上げておりました。

○21番（松崎辰義君）

分かりました。基本方針はあるけれども、まだそれは公の場で物事が進んでいかない中では言えないだろうということだと理解しましたので、ただ、基本方針としてはそういう方向性を持っていらっしゃるということですよ。

そういう中で、川崎校区の保護者の皆さん、地域の皆さん、小規模特認校制度を活用してほしいと言っておられます。するしないは別として、こういう制度があることは御存じだと。当然、当たり前のことです。この問題も一度検討されたことがあるのかないのか、そし

て、今後検討する気が、検討する余地があるのかないのか、その辺をお願いします。

○学校教育課長（郷田純一君）

お答えいたします。

小規模特認校制度につきましては、以前から実施されているところもあるわけですので、当然、検討はしてきたことはございます。今回どうかという話につきましては、今現在、学校再編を地域の中で話し合っている最中でございます。その学校再編がどうなるかによりまして、小規模特認校制度というのをまた再び考えるということもあり得る話ですし、場合によっては3校とも閉校という形になる可能性だって当然あるわけでございますので、我々としては、今現在は学校再編のことを協議していただいているので、見守っているという教育長の答弁のとおり立場で今おるわけでございます。

○21番（松崎辰義君）

分かりました。今の段階では、いわゆる再編という立場で進めているので、今の段階では検討はできないと。ただ、今後どういう形になるか分からないけれども、そういうときに改めて検討する可能性は残っているということで理解していいですね。分かりました。

実際にぜひ考えてほしいというのは、おおむね100人以下の学校で、少人数教育が可能で、自然に恵まれた環境、特色ある教育や地域と連携した教育と、こういうのは私が言わなくても皆さんのほうがよく御存じで、福岡県内でも32校の学校があると聞いております。最近では久留米の浮島小学校は統合されたと聞いておりますが、これも6年間で複式学級をなくすというのが契約といいますか、約束だったのが、それができなかったことと、だから駄目だということではなくて、その中にいろんな経験、6年間続けられたと聞いておりますので、そういうものが非常に宝としてあると思っています。

大牟田の教育委員会のことですが、これは上内小学校、募集を始めて1年目で2名、2年目で9名、3年目で19名と増えていっております。ただ、これだけではなくて、一番大事なことはここだと思えますよね。これは西日本新聞の記事ですが、不登校やいじめに悩む子どもたちや親たちが小規模学校への通学を希望するケースが増えているらしい。興味深いことに、そうした子どもたちの多くは小規模学校だと普通に通えるようになるのだという。また、軽度の発達障がいを持つ子どもにも小規模学校は向いているという。今、統廃合が進んでいる小規模学校が実はこうした子どもたちの受皿として機能を始めているということなのだと言われています。ですから、ぜひそういうことも踏まえて考えていただきたいなど。さっき課長が言われたように、まだ今はその統廃合を進める段階ですので、それがなかなかできないということですが、

次に行きます。

地元との協議ですが、川崎地区の方々は教育委員会の考え方がなかなか理解できて

いらっしゃらない。分からないと困惑されています。学校づくりと言いましたけれども、本当は、何か今日見ましたら、見崎校区における新しい学校づくり推進協議会という正式名称だそうですが、ちょっと一遍に覚えられませんので、学校づくり推進協議会ということで後はお話をさせていただきます。そこと話合いをする、そこから要請があって初めて教育委員会として動くということだろうと思いますが、本来はもっと広範な人たちの意見を聞くべきではないのかなと思います。もちろん全部の意見を聞くというのは、それは物理的に無理だということはいくぶん分かっていますので、いかにそれを集約して集めるのかということが大事だと思います。

3月に川崎小学校で説明会をされております。100人の方が集まったと聞いております。そういう中でも、本当はやっぱり行って教育委員会の話をする。よくこういう統廃合の中で出てくるのは、私もいろいろ本を読ませていただきましたけれども、京都市なんかでも進める中で、地域からの反対運動が盛んという言い方はおかしいですけど、多くてなかなか進まない。それで考えられたのが、こういう委員会をつくって、そことやっていく。何か市民の意見をきちんと聞かない、聞こうとしない、むしろそう見えるんですが、その点はどのようにお考えですか。

○学校教育課長（郷田純一君）

市民の皆さん、特に、該当地区の方々の意思とか、そういうものについては聞かんといかんと考えておりますし、基本構想の中で地域の意向、地域の理解を得ながら進めるということも上げさせていただいております。

ただ、委員会が一番先頭に立って、考えをゴリゴリと進めるというやり方につきましては、近隣もいろんな学校再編があったわけですが、なかなかスムーズにできなかったという経験がございます。ですから、八女市におきましては、ボールを最初に投げるというのは、うちからこういう複式ができましたですねとか、中学校とか小学校から希望が上がっていますよとか、そういうことで一度ボールを投げると。そういう第1ステップ、地域の方の中で話し合うというステップを1段階設けて、それで要望書等がもし上がってくるとするならば、予算関連もございますもんですから、委員会も入って正式に在り方検討委員会を立ち上げましょうという八女市独自のやり方で進めようとしているということでございます。今現在はその第1ステップの地域の方が地域の方同士で自ら話合いをしながら、どうしようかと考えるという立場であります。ですから、我々がそこの中に入って、我々はこうしたいんだ、こうしたいんだということを述べるということは、地域の中のある一つの考え方を応援することになりかねません。ですから、それは差し控えさせていただいているということでございます。

以上です。

○21番（松崎辰義君）

今、学校教育課長の言われるとおりで、それをぐいぐい押し進めるのはいかがなものかと私も思います。しかし、今までの経過を聞きますと、来てほしい、話合いをしてほしい。ですから、きちんと話合いをする。要はあなたたちがそこを押し通そうとしない、いわゆる聞く立場で会えばいいと思うんですよ。あなたたちが紳士的にその方たちと対峙して意見をきちんと聞いていくなれば、地域の方々が押しつけに来たとか、そんなことにはならないと思いますし、そのことを地域の方は今一番求めていらっしゃるんじゃないでしょうか。

確かに学校づくり推進協議会、ここの話合いは大事です。実際にPTA、地域の方、二十数名の方がおられますので分かりますが、じゃ、その方たちが校区の皆さんの考えを全て集約できる、網羅できるかという、なかなかそれは難しい。ですから、いろんな方たちの話を聞いて集約するというのが今一番大事なところじゃないだろうかとは私は思っていますが、その点についてはどげんですか。

○学校教育課長（郷田純一君）

学校づくり推進協議会の中には、区長さんはじめ、いろんな立場の方々がいらっしゃいます。ですから、それを設立していく中でも、地域の皆さんの声とか、そういうのを拾い上げていきながら、この協議会の中で地域の皆さんの意見をまとめていただければ幸いですということも最初の立ち上げのときの会議冒頭に既に申し上げておりますので、区長さんその他の方々が地域の声とか周りの方々の声を拾っていただいて、その中で反映させていただいているんじゃないかなと思っておるところでございます。

○21番（松崎辰義君）

それはちょっと甘いんじゃないかなと思います。もちろんその方たちも一生懸命やられると思います。しかし、より多くの意見を聞くという立場をまず持つことが大事じゃないかなと思うから言っているわけです。当然その人たちはその人たちの立場で話もされるでしょう。PTAであればPTAの皆さん、区長さんであれば区長会の中で、じゃ、本当にその人が一人一人歩いていくということは現実問題としてできない。だから、いろんな集会とかをされる中で、そういう声が出てきたことに対して真摯に耳を傾ける。また、話合いをしてほしい、説明に来てほしいと地域から要望があったでしょう。そういうときに出ていかないじゃないですか。だから、言っているんです。そういうときに押しつけがましくじゃなく、今、課長が言われるとおりで、押しつけじゃなくて、そうならないように注意をして、地域と話合いをすれば、地域の皆さんも本当に教育委員会を頼りに思うだろうし、むしろそういう中で、あなたたちの、いわゆるプロというか、専門家ですから、提言、アドバイスなんかもできればしていくということもできるんじゃないか。そういうものを積み上げながらつくっていくのが、今回進められている構想ではないかなと思います。今のままだったら積み上げが

ないですよ。どう思いますか。

○学校教育課長（郷田純一君）

地域の皆さんの声をより多く酌んで、そして、反映させていくということについては、我々もそれは大事に思っております。学校づくり推進協議会のほうでは、コロナで今年度の出発が遅れておるようでありましてけれども、コロナの緊急事態宣言が明けて、そして、話合いが再開されていったときには、多分そこで方向性について話し合われるとともに、その方向性がもし協議会の中で定まった後は、また地域の方々と回って話をされていくと、そういうつもりであるということをお伺いしております。

○21番（松崎辰義君）

コロナが今、福岡県も大分感染者の数が減ってきましたですね。少しずつそういう方向に向かっているのかなと思いますけれども、本当にワクチンが進んで、そういう事態になればいいとは思いますが、まだまだそれには少し時間がかかるのではないかと。

そういう中で、じゃ、いつまでという話になってくるんですね。課長と一回話したときに、今年度中には方向性を決めたいというお話をされました。ということになると、なかなか時間がない、そうなるんですよ。その点はどのようにお考えですか。

○学校教育課長（郷田純一君）

お答えいたします。

今年度中にやりたいというのは確かに申し上げたことはございますけれども、それにこだわっているということではございません。やっぱり地域の中で今しっかりと話合いをしていただいて、そして、いろんな考えの方がその中にいらっしゃるわけですから、お互い納得もしていただきたいと思いますと思っておりますので、多少の時間はかかるというのは、それは当然のことだろうと思っておりますので、それがずれるとか、そういうのは仕方ない話かなとは思っておりますのでございます。

○21番（松崎辰義君）

ということは、そういう希望はあっても、要は地域との、そして、それがどう進んでいくかということが一番大事だということですね。

去年の9月議会の折だったと思いますが、同僚議員の質問に、コロナ禍の中で見直しも考えられると言われておりますが、そこら辺は今現在どのようにされているのか、お願いします。

○学校教育課長（郷田純一君）

その見直しというのは、何の見直しですか。すみませんけど。（「9月議会に、コロナ禍の中でこのまま進めていっていいのかということで、これは今後見直しもあり得ると課長が答えていらしゃった」と呼ぶ者あり）了解しました。ありがとうございます。

再編の見直しにつきましては、常に行っておるところであります。義務教育学校にしては

しいとか、いろいろ学校再編の相談に乗ってくれないかというほかの地区もございますので、それも考えに入れながら、常に学校再編については考えを検討しておると、見直しておるといところでございます。

○21番（松崎辰義君）

今の状況の中では、常に見直しを考えながらやっているということですね。よく分かりました。

第2次八女市教育大綱というのを持ってきましたが、今年3月に出されているやつですね。それを見ますと、本市では重点課題として「生きる力（確かな学力、豊かな心、健やかな体）を育むまちをつくる（学校教育の充実・人権教育の推進）」ということで、確かな学力向上のために主体性を育む教育、連続した学びを実現する小中連携、また、一貫教育の充実を図りますと。これは押しつけではなく、地域の方々と話は当然しながらも、そういう基本を捉えてあると思っております。

それと次に、重点4に、様々な人権問題の解決と、一人一人の人権が尊重される社会実現のために、人権尊重の精神を正しく身につける人権教育の推進が求められています。ただし、人権教育を進めなければならないと言っておられます。

そして、生涯学習活動の推進の中で、急激に変革する社会構造の中で、人生100年という長い期間をより充実したものとするために、変化する社会の状況や市民ニーズに対応して、地域性を踏まえながら多世代に対する生涯学習の機会を提供するとともに、その学びの成果を生かせる仕組みづくりを進めていきます。ですから、今回、地域の方々も随分心配して、また勉強もして、特認校を見つけて、ぜひこれを自分たちの地域でもやりたいと言われている。

そしてまた一方では、さっき言いましたように、学校づくり推進協議会はいいいんですけれども、もう少し地域の方々とは接する、話合いをする機会を持つべきではないかな。ここに人権の問題を書かれている中で、一人一人の人権が尊重されなければならない、そう書かれています。今、地域の方々は、会いに行っても話が進まない、説明してくれと言っても説明をしてくれないということで、完全に無視されているという感情を持ってあるんです。いいですか、それで。ここにある一人一人の人権が尊重されていないんです。常に全部の人に対応しろとは言いません。でも、何人かで来られたり、それから、人によっては暴力的な方もおられる。そういう方たちに対応するのはちょっと問題があると思いますけれども、私のお会いした川崎の方々はそのような人は一人もいませんでした。きちんと向き合えばきちんとした話ができる相手だろうし、それはあなた方も当然行政のプロですから、そういう話合いをすることは仕事だと思うんですよ。

○議長（角田恵一君）

松崎議員に申し上げます。一般質問中ですけれども、あと1項目質問がありますので、時間配分をよろしくお願いします。

○21番（松崎辰義君）

分かりました。

ぜひそこも考えてやっていただきたいと思いますが、いかがですか。

○学校教育課長（郷田純一君）

私どもは地域の方々が非公式に委員会のほうに訪ねてこられて、話をさせてほしいということにつきましては応じております。川崎校区、忠見校区、見崎中校区の方々が来られたときにはお会いしております。ただ、地域に説明をしに来てほしいということにつきましては、今現在、地域を我々は大事にしているという立場で、先ほども申し上げましたけれども、ボールを地域にお渡ししているという段階ですので、地域の中で顔を向かい合わせていただいて話をさせていただくという段階に今あると。それが我々の言う地域を大事にしているワンステップ追加している部分であるという立場で今進めておるところであります。

○21番（松崎辰義君）

じゃ、最後といいますか、そう感じていらっしゃらないので、あえて言いよるわけです。もう時間がないので、どうかそういう部分も含めて今後考えて、地域の対応、そういうものをやっていただきたいと思うところです。

各学校で緊急集会を持たれて、各学校ブロックごとに成果を発表されておるようです。今年度は黒木中ブロックが受け持っておられるようですが、間違いはないですか。すみません、全然話がかわってしまっ。

○学校教育課長（郷田純一君）

これは小中連携の発表会ということでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

小中連携の研究の発表会につきましては、黒木中学校で、今年3校で発表されるとなっております。

○21番（松崎辰義君）

それがずっと順番があるようですね。聞くところでは、黒木中が終わったら見崎中ブロックに行く。見崎中ブロックというのは、平成29年、平成30年度でやられている。非常に間隔が近い中で、またされるんじゃないかということを聞いておりますが、これは間違いですか、どうですか。

○学校教育課長（郷田純一君）

計画はそうになっております。

○21番（松崎辰義君）

資料を見ますと、大体ずっと順番に行っていたものが、順番でいけば大体南中ブロック、

立花中ブロック、福中ブロック、上陽北浜学園、筑南中ブロック、そして見崎中ブロック、これを飛び越して見崎中に来た理由というのは何かあるのでしょうか。

○学校教育課長（郷田純一君）

以前の分が県の道徳の発表会、それで順番が入れ替わっていて、今のようになっているということでございます。

○21番（松崎辰義君）

分かりました。

次に、時間がありませんけれども、避難所対策について質問をいたします。

登壇して申し上げたように、今回、スマートフォンによる混雑状況の確認ができるということで、どこの避難所がすいているのかというのが一目瞭然なんですけど、スマートフォンを使い切る方はいいけど、使えない方々はなかなか厳しいかなと思います。それをうまくどのように、そして、皆さんにここがすいていますよというのをさらに勧める方法というのは何か考えてあるのか、お願いします。

○防災安全課長（毛利昭夫君）

お答えいたします。

先ほど議員おっしゃいました避難所アプリにつきましては、スマートフォンでQRコードを読み取ると避難所の開設情報なり混雑情報が一目で分かるようなアプリでございます。これにつきましては、各行政区長会での説明、それから、市民の方につきましては、このアプリの説明などを記載しました防災チラシを6月1日号の「広報やめ」に折り込んで全世帯に配布し、周知したところでございます。

以上でございます。

○21番（松崎辰義君）

それから勧めようとするときに、今度のワクチン接種もそうでしたけれども、我々にはなかなか厳しいものがありますけれども、あと、dボタンを押せば八女市の状況がテレビに流れるということもされております。そういうものとか、いろんなものを使って高齢者にも分かるような、そういったシステムというのをぜひ今後やっていただければと思っておりますので、その点よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、地域との関係です。これは本当に区長さん、さらには自主防災組織との協力が不可欠だろうと思っておりますけれども、現在どのような話をされていますか。

○防災安全課長（毛利昭夫君）

避難所開設、運営等々につきまして、地域の方々との連携が非常に大切だろうと思っておりますのでございます。これまでも日頃から地域の避難所開設等については、行政区長さん、それから、自主防災組織等で協力をいただいておりますが、今後につきましても、顔が見え

る間といたしますか、そういったことが非常に重要だと思っておりますので、各自主防災組織、それから、行政区等で行動計画等々を作成される際に、市の職員もそこに出向いて、一緒に携わっていきたいと考えております。

以上でございます。

○21番（松崎辰義君）

作成する際に出かけていってということですが、現在、幾つのところでやっていますか。それと、今後の予定が幾つあるのか、お願いします。

○防災安全課長（毛利昭夫君）

行動計画、すなわち地区防災計画という名称になっておりますが、現在作成されてあるのは、市内で自主防災組織単位で1組織となっております。今年度も推進していくということになりますが、この計画作成に当たりましては、地区で何度も協議をさせていただいて自主的に作成していただくという計画でございますので、現在、コロナ禍の中で、なかなかお集まりいただくという機会がございませんが、このコロナ禍の進み具合ではあるんですが、ある程度収まってきましたら、各行政区長さんのほうに作成の案内を出しまして、押し進めていきたいと思っておりますのでございます。

○21番（松崎辰義君）

本当にこのコロナ禍の中でなかなかそれが進んでいないのが実態だろうと思えますし、なかなか今進められないですね。非常に残念なことだと思います。とにかく感染防止が第一になりますので、無理やりにすることは避けなければなりませんし、でも、そういう中でも、災害というのは必ず来るんだということと、テレビでこの間やっていたんですが、気候変動の関係で集中豪雨、今のゲリラ豪雨的なものは数年後に、何年後だったか聞き逃しましたが、約10倍になるだろうという話も聞きました。大変な問題になってくるんですね。これを自治体で対策をきちんとすることが大事だと思いますので、その先頭に立って行政の皆さんに頑張ってくださいをお願いします。

○議長（角田恵一君）

21番松崎辰義議員の質問を終わります。

11時20分まで休憩いたします。

午前11時11分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（角田恵一君）

休憩前に引き続き一般質問を再開いたします。

10番牛島孝之議員の質問を許します。

○10番（牛島孝之君）

10番牛島孝之でございます。傍聴席にはたくさんの方が傍聴に見えております。張り切って質問をしていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

まず1番目に、新庁舎建設及び市民との意見交換会について3点ほど聞いてまいります。

2番目に、今後の市のコロナ対策についての考えはということで3点ほど聞いてまいります。

3番目に、八女市の教育についてということで2点ほど聞いてまいります。

執行部におきましては、市民の皆さんに分かりやすい言葉で簡潔に答弁をお願いいたします。

○市長（三田村統之君）

お疲れさまでございます。10番牛島孝之議員の一般質問にお答えをいたします。

新庁舎建設及び市民との意見交換会についてでございます。

まず最初に、新庁舎建設凍結についてはいつ頃までを考えているのか、凍結解除はどのような手続で行われるのかという御質問でございます。

現在、予算の執行を凍結いたしております新庁舎建設工事費及び新庁舎建設工事監理業務委託料の凍結解除につきましては、今後、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、適切な時期に判断し、改めて議会と協議をさせていただきます。

次に、現在示されている設計図面については実施設計完了と考えているのかという御質問でございます。

新庁舎建設に係る実施設計につきましては、令和2年度に完了いたしております。

次に、市民に対する説明会はどの時点で行うのか、執行部が行う市民との意見交換会はいつ頃まで行われていたのかという御質問でございます。

新庁舎の建設工事に係ります説明会につきましては、現在進めております用地取得のめどがつき、さらに建設着工予定が決まりましたら行いたいと考えております。

意見交換会につきましては、市長とのまちづくり懇談会として、直近では平成28年度に実施をいたしております。

今後の市のコロナ対策についての考え方でございます。

庁舎内のコロナ対策について、除菌清浄機等の設置は考えているのか、例えば、市民課窓口の対策はという御質問でございます。

本庁、支所の庁舎内のコロナ対策としましては、玄関の出入口付近へサーモカメラ、手指消毒液を設置し、そのほか各課窓口や会議室、執務室につきましては、アクリル板やビニールカーテン、消毒液等を設置し、庁舎内の感染防止対策を行っております。

また、除菌清浄機等の設置につきましては、本庁市民課窓口の受付カウンターに空間除菌機を設置いたしております。

次に、小中学校及び学童保育所のコロナ対策について並びに小中学校の感染防止対策に係る施設整備について見解を、またその対策について、3、八女市の教育についてのうち、(2)の小中学校の外観について見解を、またその対策についてにつきましては、この後、教育長が答弁いたしますので、先に3の八女市の教育について、少数民族に対する人権侵害について、市長、教育長の見解はについて答弁をいたします。

八女市の教育についてでございます。

少数民族に対する人権侵害について、市長、教育長の見解はというお尋ねでございます。

人権の保障を国際的にうたった世界人権宣言やSDGsの理念にあるように、少数民族に対する人権侵害はあってはならないものと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○教育長（橋本吉史君）

10番牛島孝之議員の一般質問にお答えをいたします。

2、今後の市のコロナ対策についての考えは、(2)小中学校及び学童保育所のコロナ対策についてのお尋ねです。

市立学校におきましては、昨年8月に出した41項目のチェックリストに沿ったコロナ対策を講じるとともに、保護者の皆様に対しても教育委員会からコロナ対策への協力依頼を2回発出し、「新しい生活様式」の定着に努めてまいりました。

また、設備面につきましては、市独自施策予算や学校保健特別対策補助金を活用しながら、空気清浄機や換気用サーキュレーター、消毒液等を配備させていただいております。

次に、小中学校の感染防止対策に係る施設整備について見解を、またその対策についてのお尋ねでございます。

学校における感染症対策とそれに係る施設整備の充実を行ってきたこともあり、家庭内感染はあるものの、校内感染は起こっていない状況でございます。しかしながら、コロナウイルスの変異種が出てくるなど、予断を許さない状況です。

今後も関係課と相談をしながら、施設整備のさらなる充実に努めてまいります。

3、八女市の教育について、(1)少数民族に対する人権侵害について、市長、教育長の見解はとのお尋ねです。

先ほど市長の答弁にもありましたように、人権は全ての人に保障されるべきであり、侵害されるものではないと認識をしております。

次に、小中学校の外観について見解を、またその対策についてのお尋ねです。

市立学校の外観につきましては、新築、増改築して数十年たち、黒ずみや塗装の剥がれが見られる校舎もあります。危険度が高いと判断される箇所につきましては、適宜対応をしております。また、大規模な増改築や改装につきましては、八女市学校施設長寿命化計画を踏

まえ、計画的に改善を図っているところでございます。

以上、御答弁申し上げます。

○10番（牛島孝之君）

まず、新庁舎建設凍結ということについてお聞きいたします。

3月18日、西日本新聞に八女市新庁舎、コロナで凍結、国の合併債期限延長見落とし、予算案可決でも執行せずという記事が出ました。その中で、「市は新たな着工時期を「今後の情勢を踏まえて総合的に判断する」と書いてあります。その次に、いつこれに気づいたのか、なぜ凍結になったのか。まず、凍結になった理由をお聞かせください。

○新庁舎建設課長（石川幸一君）

御説明させていただきます。

ただいま牛島議員から新庁舎建設の凍結になった理由についてのお尋ねでございます。

新庁舎建設につきましては、平成30年度に基本計画を策定し、いろんな現在の庁舎の課題等の整理、そして、新庁舎に求められますいろんな機能や規模ですね、そういうものを整理した基本計画を策定しました。その際は牛島議員も特別委員会の委員としても御参加いただき、いろんな御意見をいただいて、計画ができたわけでございます。

これを基に、平成31年、令和元年度に基本設計をしまして、平面図だったり、あと、いろんな構造について計画を立て、そして、令和2年度、昨年度から実施設計をしたところでございます。

実施設計をして予算を令和3年度から、今年度から継続費として提出させていただいておるところでございます。その後、分科会などの予算審議が終わりましたときに、総務省からの通知文、合併推進債の経過措置があるよという事務文書を見たときに、この文書をそのまま読めば、我々が考えておりました合併推進債の期限であります令和6年度までに事業が完了しなくてはならないという期限が少し延びたのではないかと感じ、それと、今、新型コロナウイルスで、いろんな状況で市としてやるべき課題を整理したときに、少し慎重に取り扱いたいということも踏まえ、凍結という判断に至ったと私のほうは認識しております。

○10番（牛島孝之君）

3月議会で審査いたしました令和3年度予算案、これは最終的にいつできたんでしょうか。

○財政課長（田中和己君）

お答えいたします。

予算案の確定ということで御説明いたしますと、議会に提案しました議案書としては2月16日ということになります。

以上です。

○10番（牛島孝之君）

凍結に至った一番の原因、ここにありますが、総務省より令和3年1月22日、令和3年度の地方財政の見通し、あるいは予算編成上の留意事項ということで出ております。その次に、ページとして、要するにこれは県に出ております。「また、貴都道府県内の市区町村及び市区町村議会に対しても速やかにその趣旨を御連絡いただくようお願い申し上げます」と書いてある。1月22日に国から県に来ております。この前、お聞きしたときには、1月27日に県から市町村に来たとお聞きしましたが、その次に市町村に来たのは何日でしょうか。

○財政課長（田中和己君）

お答えします。

まず、総務省のほうから県に届いているのは、不明確な部分がございますが、1月22日以降だと考えられます。市のほうでメールで受信したのが1月27日になります。

以上です。

○10番（牛島孝之君）

1月27日に県のほうから来たと。ただ、気づいたのは2月に入ってでしょう。ただ、この新聞記事によると、今日12日、これは3月のことです。内容については、職員が通知に気づいたと。そんなら、八女市に届いてから気づくのに時間がたっています。本来こういう事務は、国から出ている予算についてのことで、大事なことですよ。これは事務的にどのようなになっていますか。事務方の副市長、これでいいんでしょうか、お聞きします。

○副市長（松崎賢明君）

庁内におけます事務連絡、こういった通知文の取扱いについて、今回の件につきましては問題があったと私たちも認識しておりますので、改めて庁内の体制を整えて、横の連絡体制をしっかりと整えているところでございます。

○10番（牛島孝之君）

総務省から県に来て、県から市町村に来たと。「地方財政の見通し・予算編成上の留意事項」と書いてあります。当然、来たら中身は見るでしょう。見れば分かるわけですよ。市長がずっと言っておられた令和7年3月31日までに建たないと合併推進債がいただけないと、この一番の根拠がこれによって変わったわけですよ。はっきり書いてあります、実施設計が終わってればいいと。一番大事なことですよ。予算案ができたのが2月16日。市に来たのは恐らく2月2日か3日ぐらいでしょう。ところが、職員が気がついたのが3月12日、これはおかしいんじゃないですか。一番の根本的なことですよ。当然、意図的なものがあったと思いますやん。これについては今の回答でいいんですか。いかがですか、副市長。

○副市長（松崎賢明君）

繰り返しになりますけれども、今回の庁内の連絡体制については遅れた分があったということがございますので、改めてしっかりした体制に見直しているところでございます。

○10番（牛島孝之君）

遅れたことと言われますけど、一番大事なことですよ。市長はちゃんと3月議会において、令和7年3月31日、令和6年度までに建たないと合併推進債がいただけないという回答もされました。こういう回答を市長にさせちゃいかんのですよ。きちっと事務的に国から県を通じてきたと。内容を見とけば、予算案の中に出るはずはないんですよ。出たかもしれません。出たかもしれませんけれども、わざわざ市長に、おわびとはいいませんけれども、凍結しますということは言わせなくてもよかったですよ。そうでしょう。

もう一度内容について聞きます。

3月16日の予算審査特別委員会全体会において、このことは市長はいつ知りましたかと聞きました。昨日です。3月12日に職員が気づいて、市長に上がるのになぜ3日かかるんですか。お答えください。

○副市長（松崎賢明君）

庁舎建設につきましては、先ほど新庁舎建設課長が申しましたように、平成30年から計画を立てながら実施設計まで終わったところでございます。そういう過程の中で、このプラン自体は進めていく必要があるという部分が基本적으로ございます。今回の部分についても、国からの通知文について明確に具体的にも書いていない部分がございますので、そこら辺で事務的に確認を取っていたところでございます。

○10番（牛島孝之君）

具体的に書いていないと言われますけれども、「平成17年度から平成21年度に合併した市町村における合併推進債については、——これは八女市に該当します——経過措置として、発行可能期間内に実施設計に着手した事業に対して、現行と同様の地方財政措置を講ずることとしている」ですよ。断定していますよ、講ずることとしていると。これは読み取り方は、違うふうに読み取らやんとですか。これは令和6年度までに実施設計ができとれば合併推進債は出しますよという、きちっと「こととしている」ですよ。私の読み方が違うなら別ばってんですね。

だから、こういう大事なことをなぜ市長にすぐに——内容に気づいたのが3月12日。何で1か月以上あつとですか、市に県から来てから。それ自体がおかしいでしょう。変に考えれば、当然進めにかいからとはっきり言われました。ところが、新聞にもちゃんと載っとるわけです。国からも出とるわけです。ホームページに載っとるわけです。このことは追及しても、もう新聞記事にちゃんと出ていますので言いませんけれども。

次に、新庁舎建設課長にお聞きします。

市民懇談会、市民から選ばれた方、各種団体、何名の方で、何年から始まって何回ほどありましたか。

○新庁舎建設課長（石川幸一君）

市民懇談会の経過につきましては、議員もお持ちの八女市新庁舎建設基本計画の68ページのほうに載せさせていただいております。八女市新庁舎建設市民懇談会における検討の経緯ということで、第1回目、平成30年8月17日に開催しております。そして、第6回が最後の懇談会になっておりますけれども、平成31年2月18日に6回目を開催しております。

市民懇談会の委員さんの人数は全員で15名でございます。

以上です。

○10番（牛島孝之君）

6回の市民懇談会がございました。1回から6回まで全て傍聴いたしました。市民代表というのは2名でした。あとは各種団体から選ばれた方。その中で、第1回目にある大学の教授の方、名前は申しません。この場所決定には恣意的なものがあるとはっきり言われました。ところが、2回、3回と続くうちに、合併推進債は令和7年3月31日までしか使えませんか、だから、令和6年度までに建つとかにやいかんということによって、15名の方の意見がほとんどそっちに行きました。それはやむを得ないかもしれません。ただ、今回はコロナによって凍結。令和6年度までに実施設計が終わっとれば、いつまでに建てなさいということはありません。ということは、ゆっくり市民の皆さんに説明会、そういうのができるわけですよ。

確かに今、議会に対して意見交換会というのが2か所から出ております。これは全て庁舎問題についてです。ただし、議会においては執行権は何らありません。執行権があるのは行政です。凍結の法的根拠ということで聞きました。予算の執行権は、地方自治法の規定により、普通地方公共団体の長に専属するものであるとはっきり回答をいただいております。確かに解除の条件で議会に対する説明はしますと言ってありますけれども、何ら制限は恐らくないはずです。確かに市民懇談会の中で、いや、今建てとかんといかんよという意見になりました。自前で全部出すなら、とてもじゃない金です。今現在で78億円。ただ、これは入札とかいろいろあるでしょうから、恐らく下がってくるとは思いますけれども。

それで、新聞記事の中に市民が勘違いするようなことも書いてあります。一番最後です。「新庁舎の総事業費は78億円の見込み」と、「市は事業費の9割に合併推進債を充てる計画」。これは読み方、取り方だろうと思います。問合せがありました。牛島さんな反対やろうと言わっしゃるけん、はい、私は場所から含めて当初から反対ですということを行いました。何で9割ももらえるのに反対かと。そう思っているわけですよ、この新聞記事だけ読めば。9割も充てられる。わあ、9割ももらえるならすぐ建てればいいじゃないかと、そういう取り方をされた市民の方もおられます。

合併推進債は何%ですか、きっちりお答えください。

○財政課長（田中和己君）

お答えします。

これまでも合併推進債の充当率なり交付額なり、議会の場でも度々御説明をしてまいりましたが、充当率が90%で、交付率が40%であります。

以上です。

○10番（牛島孝之君）

9割の4割、36%が一応いただけると。あとは全部とはいいませんけれども、借金。八女市は今現在78億円ですけれども、実際、八女市が本当に返さなきゃいけない金額は分かかりますか。

○財政課長（田中和己君）

お答えします。

実質78億円の事業費ということで想定しますと、そのうち90%が合併推進債になりますので、約65億円ということになるかと思えます。そのうち実質的な市の負担につきましては、4,160,000千円程度ということになります。

以上です。

○10番（牛島孝之君）

今41億円という答えが出ました。30年間かかって返すということも聞いております。30年後の人口ビジョン、八女市が何人ぐらいかと市から出してあります。3万7,000人から3万6,000人。当然、高齢者は多くなる。生産人口は少なくなる。国もきついでしょうから、国からの地方交付税も少なくなる。その頃になると、30年先になると、恐らく今ある上陽支所、星野支所、あるいは矢部支所もかもしれませんけれども、いろいろな手当ををしなくちゃいけなくなる。単純に78億円といいますけれども、年間の維持経費も要る。数字に表れないものがあるわけですよ。

人口が増えることは恐らくないでしょう。固定資産税も減ってくるかもしれません。国からの地方交付税も減ってくるでしょう。私はいつも新庁舎検討委員会の中で言っております。子ども、孫の代に少ない借金を残さないで、30年後、恐らく私はもうおらんでしょう。孫から言われるでしょう。うちんじいさんな、議員しよったと。あんときあげなっとん建てて、私たちは税金ばかり払わやんと。やっぱり子どもたち、孫たちがそういう心配をしないように、立花庁舎、あるいは黒木庁舎においても20年そこそこです。まだ十分使えます。今回、八女市役所でコロナが発生いたしました。—————〔発 言 取 消〕—————このようなことが今後もあるかもしれません。そのためには、やっぱりリスク分散、黒木支所、立花支所、もう少し充実をさせて、やっぱりリスク分散をしないと、今のままでは本当に第2のコロナ、第3のコロナが出たときに市民が使えないと、そういうことが起きるやもしれま

せん。

凍結の内容ということでいただいております。令和3年度一般会計の中の歳出2款1項5目、12節新庁舎建設工事監理業務委託料、14節新庁舎建設工事費、わざわざこの2つを書いているということは、ほかに新庁舎のために使われるもの、凍結しないものがあるわけでしょう。いかがですか。

○新庁舎建設課長（石川幸一君）

ただいまの質問にお答えさせていただきますが、牛島議員も総務文教分科会のほうに入っておりますので、その節にもお話をしましたけれども、今回の継続費及び新庁舎建設事業の中には、今申しました2つの予算以外に、いわゆる公有財産購入費ですね、拡張予定地の土地の購入費及びそれに伴います移転補償費というのが含まれております。そのほかに事務費の需用費等も含まれております。そしてあと、委託料という形で、オフィス環境整備事業の委託料がございます。そういった経費が新庁舎建設事業の費用でございます。

それとあと、関連して新庁舎建設地に埋蔵文化財の調査をする必要がございますので、教育費の中でありませぬけれども、そういった費用も入っておりますので、関連予算という形であるということをお説明させていただきます。

以上です。

○10番（牛島孝之君）

凍結というと、全ての予算を凍結と見られた方、新聞を読んでですね、そういう方が市民の中はほとんどだろうと思います。一旦凍結というのは全部凍結すると思われた方、そういう市民の方が大半だろうと思います。だから、議会に対して意見交換会というものが請求されております。ただ、6月20日までの緊急事態宣言ということで、それ以降しかできませんけれども。

次に聞いております市民に対する説明会、平成28年には行われております。12地区、ほとんど八女市の場合は中学校区ですが、496名の方が出席されております。これでも少ないと思います。八女市が新庁舎に対して説明会を行いました。おりなす八女と黒木支所の大会議室、何名の方がおのおので出席されましたでしょうか、お願いします。

○新庁舎建設課長（石川幸一君）

ただいまの質問は、令和元年5月に行いました説明会のことでよろしかったでしょうか。——その件につきましては、牛島議員、以前、令和元年6月4日の一般質問で同じような質問をされておりますし、資料もそのとき提供させていただいておりますけれども、あえて申しますと、おりなす八女で開催されました説明会が——ちょっとすみません。

○議長（角田恵一君）

暫時休憩します。

午前11時56分 休憩

午前11時56分 再開

○議長（角田恵一君）

再開いたします。

○新庁舎建設課長（石川幸一君）

大変失礼いたしました。

令和元年5月21日、おりなす八女で行いました八女市新庁舎建設基本計画に伴います市民説明会、出席者は27名、翌日の5月22日、黒木支所大会議室で行いました同説明会が出席者14名でございます。

以上です。

○10番（牛島孝之君）

合計41名、確かに何度か聞いております。せっかく傍聴人の方がお見えになっておりますので、お聞きしました。

平成28年の市民とのまちづくり懇談会、12か所で、4月26日より7月20日までで496名、新庁舎に対する説明会、両方で41名、これで説明会は終わりましたという回答もいただきました。果たして本当にこれでよかったのか。コロナ禍によって凍結ということ。天の声とは申しませんが、やっぱり市民の考えがですね、このコロナ禍によって非常に事業は厳しい、農業も厳しい、商業も厳しい、いろいろな事業も厳しい方がおられます。それならば、きちっと執行部が出て行って説明をして、確かに実施設計は終わったかもしれませんが、それをすべきだろうと思います。回答は要りません。

それで、資料にも請求しておりますが、平面図、4月26日、委員会がございました。傍聴人の方が4名おられました。その中で、実施設計完了図面というのを見ました。ところが、それを資料要求したところ、出せませんと。基本設計のいいのでしょうかという回答をいただきました。出せない理由は何ですか。こっちはちゃんと見とるわけですよ。市民の方も3名、それと、議員の方が見えていました。4名の方は傍聴して見てあるわけですよ。出せないわけじゃないでしょう、実施設計は終わっとなら。出せない理由は何ですか。

○新庁舎建設課長（石川幸一君）

すみません、今の牛島議員の出せないという話は、この一般質問の事前の私との電話でのやり取りの話かと思います。実際、今回お出ししています一般質問資料、これに関しましては実施設計の図面でございます。

○10番（牛島孝之君）

じゃ、お話をした後に変わったわけですね、出せるということ。でしょう。あのときは基本設計のいいのでしょうかということ。了解をいたしました。ただ、出してあるのは実施

設計の図面ですね。間違いありませんね。——そんなら、実施設計の図面で結構です。

平面図を見ますと、1階はワンフロアです。八女市にコロナが出ました。いいことか悪いことかはあれですけれども、クラスターが発生しました。——〔発言取消〕——
——ワンフロアになると、こういうことが起きるわけですよ。だから、先ほども言いましたように、リスク分散をすべきだろうと。そういうことも今後きちっと考えるべきではないのかと。

市長に最後にこの質問についてお聞きしますが、市長とのまちづくり懇談会、当然、私はすべきだろうと思います。このコロナ禍によって延びたことによって、新聞記事にあやふやな考え方で困りますので、市民の方にきちとした説明を執行部としてすべきだろうと思いますけれども、市長のお考えはいかがでしょうか。

○市長（三田村統之君）

今日まで庁舎建設をはじめ、様々な事業を展開しておりまして、市民の皆さん方の御理解をいただきながら、我々は将来、次の世代にどういう八女市を残すことができるのか、このことを基本にして今日まで検討し、学び、議会の皆さん方の御意見をお伺いしながら事業を推進してきたところでございます。特に最近、議員御承知のように、市民の皆さん方との懇談会、今、担当課長からも報告がございましたように、参加をされる方が非常に少ない。これからの時代は、行政や議会だけではなくて、市民の皆さん方お一人お一人が次の世代のことをしっかり考えて取り組んでいくことが極めて重要であろうと思います。

また同時に、先ほどから災害についての質問もございました。先刻、契約をいたしました企業との関係で、避難所の混雑の状況がインターネットで確認できるようになりました。あらゆる方法で私どもは市民の皆さん方の命を守らなきゃならない、そういう責任を感じながら努力をしてまいっておるつもりでございます。しかしながら、命を守る、あるいはお互いに助け合っていく、このことがこれからの時代、人口減少、そして、高齢化が進む中で、地域の絆というのが基本になる。この絆をしっかりつくることによって、そして、子どもたちをどうこれから育てていくのか、このことが大きな課題でございます。

庁舎の問題も、いろいろ議会の皆さん方にも今日まで報告をさせていただきました。確かに実施設計は既に終わっております。しかしながら、この厳しいコロナ感染状況の中で、庁舎を造ることに対する非常に厳しい意見もたくさん伺いましたし、議会の皆さん方の御意見もそうだったろうと思います。したがって、私はやはり将来のために今やっとなないと庁舎の建設は将来できないという考え方を持っておりましたので、何とかこの合併推進債が活用できる時期にと思って、皆さん方の御意見を聞きながら、実施に向けて努力をしてきたつもりでございます。したがって、コロナウイルス感染症、市民の皆さんお一人お一人大変御苦労されていることと思います。しかしながら、余談になりますけれども、最近感染者がゼ

ロの日、あるいはお一人の日が多くなってまいりました。ここ10日間で7名でございます。市民の皆さん方の御努力、御理解に大変感謝をいたしておるところでございます。

庁舎を御覧いただくと、御承知のとおり、特に1階は机と机の間の通路が歩けないくらいの状況でございます。しかも、耐震の問題が南の庁舎にはございます。地下に入りますと、水道、ガス管、毎年、大変な経費を使って補修をしております。極めて金額の大きい補修でございます。私たちは何も今、合併推進債は別として、必ずしも令和6年に造らなければならないと思いません。しかし、将来のために、やはりこの庁舎というものは残していかんきゃならない。そして、次の世代の皆さん方が、災害が発生しようと、このようなコロナのような問題が発生しようと、庁舎がその拠点となって大きな役割を果たしていけるような、そういうものにしておかないと大変なことになるという考え方でございまして、庁舎建設についていつ実行するかはまだ決定をいたしておりませんが、ただ、申し上げておきますけれども、総務省から県を通じて、八女市は予算措置をして実施設計が終わって、工事着工になる時点で合併推進債の認可を受けてするのになぜ発注しないのかという話が来ております。

ですから、やはり私どもは将来のために、今、皆さん御承知のとおり、八女市の財政調整基金、貯金というものは六十二、三億円になりました。それはコロナウイルス感染症対策で約20億円近い基金の取崩しをいたしております。しかしながら、福岡県内では自由にいつでも使える貯金を持っている自治体、市町村、順位をつけますと、福岡市がもちろん1位です。2位が北九州市、3位が飯塚市、そして、4位が私たち八女市でございます。それだけ今日まで財政の悪化にならないように基盤づくりに努力をしながら、次の世代に残すべき事業を今日まで展開をいたしているところでございます。

○議長（角田恵一君）

市長、答弁中でございますけれども、市民とのまちづくり懇談会をやるべきではないかという質問でございましたので、それについてお願いします。

○市長（三田村統之君）

分かっております。申し訳ありません。

したがって、タイミングを十分考えながら、まちづくり懇談会はまた時期を見て開催する必要があると。これは庁舎問題だけではなくて、あらゆる将来の八女市づくりのための懇談会になろうかと思っておりますけれども、努力をしてみたいと思っております。

○10番（牛島孝之君）

いろいろ言われましたけれども、私はやっぱり市民に対するきちっとした説明を執行部としてすべきだろうと。今言われた、総務省から実施設計が終わっているのに何で建てんのかと。そういうことも含めて、やっぱり市民の方にきちっと説明をしていただきたい。そのためには、平成28年度で終わっておりますとはいいいません。その後、行われておりませんま

ちづくり懇談会、これをきちっと行っていただきたいと思います。

次に行きます。

今後の市のコロナ対策ということで、緊急事態宣言が出まして、本庁の市民課窓口、それまではとてもじゃない3密状態でした。今は少なくなっております。そこに除菌ですか、そういうのがあるように見えますが、当然、市民の方は他の支所にもお見えになります。そういうところには、除菌とか、そういうものはございますか、ございませんか。

○財政課長（田中和己君）

お答えします。

本庁の市民課の窓口には1台、空間除菌機というのを設置しておりますが、そちらにつきましては、市民の方からのお志をいただいて、それを活用させていただいているということもございまして、1台設置をさせていただいています。

ほかの支所につきましては、今のところ空間除菌機ということじゃなくて、例えば、加湿器とか空気清浄機とか、そちらのほうで対応しているところもございます。

以上です。

○10番（牛島孝之君）

除菌清浄機については、いろいろなメーカーがございます。メーカー名は言いませんけれども、やっぱり市民の方が安心して市の窓口に来られる。こういうのをしていますよと言われてもよかじやなかかと。

それと、今度は小学校、中学校、あるいは学童保育所、総務文教分科会で聞きましたときに、小中学校は学校教育課です、学童保育所は子育て支援課ですという回答をいただきました。市民はそういうことは分かりません。ほとんどが同じ敷地内、教室を利用している。市民には縦割りは必要ないんですよ。学校教育課であろうと、子育て支援課であろうと、関係ありません。自分の子どもたちが学校に行って、本当に安全で安心という理解をしたいわけですよ、保護者は。だから、今、小中学校、あるいは学童保育所に、先ほど言われました市民課の窓口にある除菌機、そういうものは今設置されておりますか、されておられませんか。

○学校教育課長（郷田純一君）

お答えいたします。

先ほど来からの除菌清浄機という名目のものにつきましては、今ございません。ただ、昨年度、学校保健特別対策補助金というのが2回参っております。それにつきまして、その補助金を活用させていただきまして、空気清浄機等は入れさせていただいております。

○10番（牛島孝之君）

当然、空気清浄と除菌というのはまた別物だろうと思うんですよね。確かに言葉では清く

浄となっておりますけれども、やっぱりウイルスはあるかもしれない、いないかもしれない。分からんわけですよ。だから、除菌機、いろいろなメーカーがあると思いますけれども、今後それを導入するとか、そういう考えは、教育長、いかがでしょうか。

○教育長（橋本吉史君）

お答えいたします。

学校でのコロナ対策につきましては、とても大切なものであって、先ほども答弁で申しましたように、各学校で一生懸命やってくれていますので、学校内での感染が広がっていないと、これは学校に感謝をしているところです。

そういう除菌等に関する設備、施設等につきましては、これまた日々、様々な新しいものが出ております。ですので、必要であるならば、やはり検討はすべきだろうと。ただ、財政的なこともありますので、そこも踏まえた上で、いろんなものから選択をしながら充実を図っていかなくちゃいけないと思っております。

○10番（牛島孝之君）

やっぱり検討するに対しては予算ということだろうと思います。

これは市長にお聞きしますが、やっぱり将来を担う子どもたち、学童保育所にしろ、小学校、中学校、この子たちの安全・安心のために、そういう除菌機というものをですね、教育長においては設置したいけれどもと、検討したいと。ただ、予算的なものと。これは当然、予算執行は市長だろうと思います。これについては市長は教育長と同じ考えでしょうか。いかがでしょうか。

○市長（三田村統之君）

基本的には教育長と同じ考え方でございますが、財政的な問題も検討しなければなりませんので、十分そのあたりは検討して、また、教育委員会とも協議をして結論は出したいと思っております。

本日、やりますという回答ができませんけれども、前向きに財政状況を見ながら検討したいと思っております。

○10番（牛島孝之君）

確かにコロナ患者というのが非常に福岡県でも少なくなっております。ただ、これが国がいう終息、ワクチン接種、これが完了しても、また変異株とかいうのが出てきております。やっぱり子どもたちを預ける場合に、学童保育所にしろ、小中学校にしろ、安全対策はきちっとして子どもたちの安心を守ってくださいと。保護者の皆様、大丈夫ですよと言えるような八女市の学校、学童保育所にしていきたい。そのためには、しないということは市長は言われませんでしたので、ぜひその方向で御検討やなくて、もうよろしくお願い申し上げます。

次に、八女市の教育についてということでお聞きします。

少数民族に対する人権侵害ということ聞いております。

まず、人権侵害ということで、国内の主な個別的人権課題と、この中に、女性、子ども、高齢者、障がい者の問題、アイヌの人々、いろいろ書いてあります。何度か聞いてまいりました。北朝鮮当局による拉致問題。横田めぐみさんが拉致されて五十数年になります。八女市の庁舎内にも「必ず取り戻す！」というポスターが貼ってあります。西島前教育長にお聞きしたときに、これは国家的な人権侵害であるという回答をいただきました。現教育長においても同じ考えなのか、お聞きします。

○教育長（橋本吉史君）

これについて以前にお答えをいたしたと思いますが、まさしくそのとおりだと思っております。

○10番（牛島孝之君）

ちょっと時間があれですので、まず、小中学校の外観ということでお聞きします。

学校施設建設年一覧ということで頂いております。これによりますと、福島小学校、北東棟、昭和45年建築、その後、改修とかはなされておられません。黒木小学校、南東棟、昭和41年、南西棟、昭和42年、これも改修はなされておられません。黒木西小学校、北棟、昭和52年、渡り廊下、配膳室棟、昭和52年、昇降口棟、昭和52年、南東棟、昭和52年、南西棟、昭和52年、黒木中学校、北棟、昭和46年、西側渡り廊下棟、昭和46年、東側渡り廊下棟、昭和47年、南棟、昭和48年、筑南中学校、技術室棟、昭和40年、立花中学校、東西棟、昭和51年となっております。当然、昭和55年、昭和56年の耐震以前の建物だろうと思っております。

確かに回答いただきましたのは、長寿命化ということで随時計画をしていくとなっておりますけれども、まず、外観ですね。とにかく皆さんもそうだろうと思っております。アパートを借りておられる方、持家の方、外観がどうなのかによって、うわっという気持ちになる。当然、子どもたちもそうだろうと思っております。できればこの長寿命化計画を早くしていただきたい、そう思っておりますけれども、これも当然予算が伴います。それについて、教育部長いかがでしょうか。

○教育部長（原 信也君）

お答えをいたします。

確かに議員おっしゃるとおり、これには財政的な負担は当然かかってくるのは言わずと知れたようなだろうと思っております。

私も当然、新しいほうが、やはりその分、気持ちもいいという感覚は個人的にも思っておりますけれども、答弁書にも書いておりますように、子どもたちへの危険という意味から最優先的に現在は進めさせていただいておるような状況でございますので、そういったことも今後含

めたところで、順次検討していくに値するのではないかと考えておるところでございます。

以上でございます。

○10番（牛島孝之君）

次に、戻りますけれども、少数民族に対する人権侵害。

5月19日、西日本新聞、ウイグル出生率半減と。2017年から2019年、不妊処置急増、強要かと書いてあります。次に、5月31日、企業統治原則に人権盛ると。来月改定、ウイグル問題契機にと。この中で、ウイグルの人権問題では、米税関・国境警備局が綿製品をめぐる輸入禁止措置に違反したとして、ファーストリテイリング、ユニクロです。ユニクロの男性用シャツについて輸入を差し止めたことが判明したと。いろいろ書いてあって、国内ではミズノがウイグル自治区で生産される綿の使用をやめる方針を明らかにしたと。カゴメも同自治区産のトマトペーストの使用を2021年中にやめる姿勢を示すなど、企業が対応に追われていると書いてございます。

そこで、ここに雑誌があります。（現物を示す）「命がけの証言」という本です。内容は読んでみました。こういう事実が今の世の中で、世界で行われているのかと。一方的と言われれば一方的かもしれませんが、その方の証言なので。ただ、この中に、恐らくその出身の方だろうと思います。新疆ウイグル自治区、私たちは東トルキスタン人ですということが書いてあります。

今言いました新聞記事、アメリカではユニクロの商品を輸入しないと。いろいろなことをやっておるようです。テレビでもいろいろやっております。事実確認はこういうものでしか私はできませんけれども、この人権、この人たちの人権、これに対して、教育長、どのように思われますか。

○教育長（橋本吉史君）

お答えいたします。

ウイグル自治区の方々の人権だけでなく、全ての人の人権というのが守られるべきである、これが当然のことだろうと思っております。

ただ、大事なのは、先ほど議員もおっしゃいましたけれども、法務省の17でしたでしょうか、個別の人権課題等々あります。私は教育部門ですので、教育に関してお話しさせていただきましても、学校教育の中で全てを取り扱うというのはかなり難しい。あるいはまた、議員がいつもおっしゃっていただいています、先ほども質問いただきました拉致問題、これにつきましても、例えば、発達段階によっても子どもたちの受け止め方が随分違うんだらうと思っております。それで、全てを背景から教えるということとはとても難しい。ならば、全教科、全領域の中でどういう形でやっていくのか。例えば、拉致問題にしてみれば、道徳の中で家族愛というところで扱う。自分の家族がもしこのようなことになったらどうだろうかと

か、そういったことできっかけをつけて思いをはせる。やはり気づきを増していくというか、そういう教育をしていくべきだろうと。人権については、どこでも一緒だろうと思っております。

以上です。

○10番（牛島孝之君）

今、マスコミでもこの新疆ウイグル自治区についてはいろいろ取り上げております。ただ、あの国は恐らく情報を出してきません。分かりません。こういう本で読むしかないわけですよ。だから、「命がけの証言」と題がついております。これを教育の段階でやってくれとはいいませんけれども、どこかでやっぱりこういうことは許されないことだよと。日本はいい国ですよ。いろいろなことも自由に言えます。自由に物が言えないような方も現実におられるわけですよ。やっぱりそこをきちっと教えていくこと、人権侵害というのかどうか分かりませんが、それもきちっとした教育だろうと思います。

日本が自虐史観で、日本が悪かった、悪かったという教育が以前あったと思いますけれども、悪かったところはあるでしょう。だけれども、自由に物が言える。今のようなことを言ったら、どこかの国なら引っ張られますよ。そういうことが日本はないです。やはり子どもたちに日本という国に生まれて、自由があって本当によかったという教育をしていただきたい、そのように思います。よろしくお願い申し上げます。

以上で質問を終わります。

○議長（角田恵一君）

10番牛島孝之議員の質問を終わります。

午後1時30分まで休憩いたします。

午後0時28分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（角田恵一君）

休憩前に引き続き一般質問を再開いたします。

17番森茂生議員の質問を許します。

○17番（森 茂生君）

17番、日本共産党の森茂生でございます。

まず最初に、特別障害者手当について質問を行います。

この特別障害者手当は今日までほとんど知られていない制度ではないかと思っております。そのため、受給資格があるにもかかわらず、受給されていない人が相当数あるような気がしてなりません。この手当の受付、審査、決定がどのような手順で行われているのか、また、周知はどのように行われているのかをお伺いします。

2点目に、読解力向上について質問を行います。

経済開発機構（OECD）は加盟国など15歳を対象に国際的な学習到達度調査を行っております。PISA、ピザと言われております。PISAは、数学応用学、科学応用学、読解力の3分野を測るもので、2000年から3年置きに実施されております。

読解力とは日本では国語の点数といった程度の認識でありましたが、PISAではテキストを読むだけでなく、理解、利用、熟慮する能力が必要とされております。2000年のPISAで8位だったのが2003年に14位と順位が大幅に下がったことが当時大変な話題となりました。教育関係者からはPISAショックと言われ、脱ゆとり教育、全国学力テストが始まるきっかけになったようであります。直近の2018年度のPISA調査結果によれば、79の国、地域の比較で、日本は読解力だけが前々回4位、前回8位だったのが、今回15位に低下しました。新聞各紙も一面で日本人の読解力15位急落と一斉に伝えております。

この読解力についての教育長の所見をお伺いします。また、この読解力を上げる手だてはどのように考えておられるのか、併せてお伺いをします。

また、図書館の貸出密度を上げる手段やその方法についてどのように考えていらっしゃるのかを併せてお伺いします。

最後に、国保税の減免、傷病手当などについて、発言通告に基づいて質問を行います。

詳しくは発言席にて質問を行います。

○市長（三田村統之君）

17番森茂生議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、特別障害者手当についてでございます。

この手当の受付、審査、決定はどのように行われているのかというお尋ねでございます。

手当の受付につきましては、新規手帳交付の際に冊子「福祉のしおり」で内容等を説明し、手当の申請を受け付けております。また、基幹相談支援センターなどで福祉相談を受ける際に関係機関から窓口を紹介され申請される場合もございます。

審査、決定につきましては、国が示した認定基準に沿って内容を確認し、支給の可否を判断いたします。

次に、新規手当受給者が近年では年間5から7人程度である。周知はどのように行われているのかという御質問でございます。

新規手帳交付の際に窓口で内容の説明をしたり、八女市のホームページに内容等を掲載しております。

読解力向上につきましては、この後、教育長が答弁いたしますので、先に国保税の減免について答弁をいたします。

コロナ感染症の影響で収入が減少した場合、国保税の減免措置が取られている。減免の状

況及び制度の周知の徹底はという御質問でございます。

新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免につきましては、令和元年度分が121件、令和2年度分が133件となっており、合計で254件、29,415,500円の減免を行っております。令和3年度分の減免申請は7月より受付を始めます。

周知につきましては、広報紙、ホームページ及びFM八女でお知らせするほか、来月発送予定の令和3年度国民健康保険税通知にお知らせを同封する予定でございます。

次に、傷病手当の受給状況と制度の今後の見通しについてでございます。

令和2年度は傷病手当金の申請及び支給はございませんでした。

国は5月に傷病手当金の支援制度を令和3年9月まで延長しました。八女市も国と同じ支給基準でございますので、今後も国の動向を注視してまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○教育長（橋本吉史君）

17番森茂生議員の一般質問にお答えをいたします。

2、読解力向上について、経済協力開発機構（OECD）が実施している国際的な学習到達度調査（PISA調査）において、日本は読解力だけが大幅に順位が後退した。読解力についての所見、読解力を上げる手だてはとのお尋ねでございます。

OECDは、読解力とは「自らの目標を達成し、自らの知識と可能性を発達させ、社会に参加するために、テキストを理解し、利用し、評価し、熟考し、これに取り組むこと」と定義をしています。

この読解力を育むために必要不可欠な学力が、新学習指導要領で目指している知識及び技能と思考力、判断力、表現力等、学びに向かう力、人間性等であると考えております。

教育委員会としましては、学習指導要領に示されている主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善、情報活用能力の育成、ICT教育の推進等に取り組んでまいります。

次に、貸出密度を上げる手段、方法はとのお尋ねでございます。

本市では、第5次八女市総合計画の下、読書活動の推進に取り組んでおります。

今年度より新たに3歳児健診時に絵本を贈るブックセカンド事業を開始しました。これにより、子どもの読書習慣の定着を図り、読解力の向上にも期待できるものと考えております。あわせて、家族ぐるみでの利用や成長後も将来にわたる図書館の利用につなげたいと考えております。

今後も魅力あるイベント等の実施や新刊本を増やすなど図書館資料の充実を図り、市民に親しまれる図書館づくりに取り組んでまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○17番（森 茂生君）

まず最初に、特別障害者手当についてお伺いをいたします。

ここに山口県地方自治センターで調査を行った資料がありますけれども、在宅介護に当たる5,734人についての介護状況をまとめたものでありますけれども、このうち老老介護、いわゆる65歳以上の方が介護をし介護を受けているという老老介護が1,403人、24.5%が老老介護だったということです。そして、この老老介護に関して調査を行ったところ、1,403人、これを100としますと、どちらか1人が認知症は51.5%、2人とも認知症、認認介護と言うそうですけれども、10.4%ということだったようであります。いわゆる半分が認知症、そして、1割が認知症を持っている人が認知症の人を介護している認認介護と言うそうですけれども、そういう状況だったという結果が出ております。

介護をめぐることは非常に悲惨、どっちかという、悲惨な状況が各地に生まれているような気がしてなりません。老老介護だけではなく、例えば、若い人が介護するにしろ、一定時間がかかりますので、結局は仕事を辞めざるを得なくなったり、仕事を辞めて介護に専念せざるを得なくなったりとか、判断力が弱くなって徘徊で帰ってこられなくなったりとか、車の運転、消費者被害、あるいはごみ屋敷、私も1回見ましたけれども、本当ひどい状況が生まれております。あるいは場合によっては孤独死とか高齢者虐待とか、いろんな問題がこの老老介護、お年寄りの介護をめぐることは状況が非常に深刻な事態まで来ているような気がしてならないわけです。

特別養護老人ホームなんかに入っていればまだいいんですけれども、これも介護待ちでなかなか入りたくても入れない、有料の老人ホームはとてもしゃないけれども、費用が高くて余裕のある家庭でないと、とてもしゃないけど入れない状況だろうと思います。

そういう中で、家庭において介護を行う者も当然出てくるわけですが、このような介護のちょっとしたといいましょうか、手助けになるように、この特別障害者手当の制度があるものだと思っております。そして、これが十分生かされていないという現状があります。ですから、在宅介護をする人は該当する人は漏れなくこの手当を受けるべきである、そして、少しでも介護の負担を少なくする。やっぱりこうしていく必要があるということでこの問題を3月にも取り上げましたけれども、また今回取り上げているわけです。

この介護の現状については恐らくちゃんと認識していらっしゃるので、いろいろは言いませんけれども、先般、私がある人の相談を受けて福祉の窓口に行かれました。課長は御存じのとおりです。いろんな話を聞いてみると、御案内のとおり、私が一緒についていったのが一月以上たってから窓口についていきました。本人は3回目でしたけれども、私がついていったときは既に一月以上過ぎておりました。そのときに感じたんですけれども、申請そのものがまだできていない、申請書そのものがまだ渡っていない、私が多少強く言って申請が一番やろうもんということで申請書を出していただいて、一月以上たってようやく申請にた

どり着いた状況があります。

ですから、ちょっとお伺いしますけれども、遡及、遡って申請はできますか、お伺いします。

○福祉課長（栗山哲也君）

特別障害者手当が遡及できるかということでございますけれども、特別障害者手当の内容と申しますか、そういうことにつきましては特別児童扶養手当の支給に関する法律の中で規定がなされておりまして、特別障害者手当の支給につきましては請求した日の属する月の翌月からということに規定されてございますので、遡及はないものと認識しております。

○17番（森 茂生君）

遡及はできないことになっております。ですから、なおさらきちっと申請ができる人の場合、受け付けていただかないと、その分ははっきりどんどん遅れていってしまうわけです。遡及がある程度、3か月なり半年なりできるなら多少はそのとき若干遅れても取り戻せる可能性あるんですけれども、申請を受け付けた翌月と規定されていますので、きちっと本人が該当するということが分かれば、まるで駄目だということが分かれば、それはゆっくり説明をしていただいて申請を受け付けないというのはあり得るかと思えますけれども、該当するであろうという場合は、一番にきちっと申請書をお渡しして申請書に書いていただく。そうすることによって申請ということになって、一つ事が動き始めるわけです。それがいいことには、例えば、2回目行かれたとき、窓口で今度違う職員が出てくる、すると、今度また1から話さやん、また手間取ってしまう。3回目行ったとき、今度またがちゃがちゃ。課長御存じのとおり、とてもスムーズにいったとは言えんですよね、あの状況は。正直、ああじゃない、こうじゃない、どういうことで、正直言ってととまずいたような、この目で見えてきましたので。やっぱりもう少しきちっと前置きにどういう手順でやるのか、そして、それがいかに遅れれば、一月遅れれば、確実に一月遅れるわけです、遡及できませんので。そういうことをぜひ窓口の職員にも分かっていたら、可能性があるというなら。当然お金が要ります。診断書をもらおうと、5,500円要りますということでしたけれども、受け付けしてなくても、その人は5,500円出して診断書を持ってきてあったわけでしょうが。いずれにしろ5,500円は使われていたので、私はそのときに可能性があるということで申請を受け付けてほしかった。一月前に受付ということになりますので、一月早くなるんですよね。そのことをまず最初に言っておきたいと思えます。

ここに兵庫県の民医連というお医者さんの連合会がありますけれども、この中でもこういうことを書いてあります。文書料がかかるだけで支給されるかどうか分からないなどの理由をつけてすぐに書類を渡そうとしない傾向があります。多くの場合、申請できる方に十分な情報提供がなされていません。家族などの関係者が窓口に行っても書類をもらえずに帰され

た例もあります。基準に該当すると思われる場合は診断書や申請書をもらうことが出発点となりますと書いてあるんですよ。やっぱり専門家から見ても、まずは申請書を受け付ける、それから、きちっと段取りをつける。それで2回目に行っても申請書がありますので、中にはいろいろ書いてありますから、また同じことを聞く必要はないわけですね。そういう意味からも、ぜひそういうのがあって該当するかもしれないという判断であれば、ぜひ申請書をお渡しして申請をまず第一番にさせていただきたい。そのことをまず最初に申し述べておきたいと思います。

それから、審査の問題です。例えば、その人の申込みがあった、どのように審査されて、どういう格好でといいたいでしょうか、誰と誰が審査して、該当する該当しない、その判断を下されているのか、お伺いします。

○福祉課長（栗山哲也君）

認定申請がなされた後につきましては、当然、診断書等がついておりますので、その内容を審査することになります。主の担当を決めておりますけれども、その職員、それから、前任の職員、前回その担当をしようとした職員、それから係長、それから課長ということで、内容などを協議しまして、こちらで確認をしているところです。

基準が明確に示されていますので、その基準を満たしているようであれば、担当者のほうでも該当するという判断で決裁が回ってくることもございますけれども、内容がよく見ないと分からないというときは、前任者、それから係長、それから私の四者で確認をして審査をしているという状況でございます。

○17番（森 茂生君）

そうした場合、例えば、本日は〇〇さんの審査を行いますということで4人か5人が集まって、そこで正式な議題として設けて審査を行っておるんですか。それとも、もっと違うやり方、担当の方がよかろうということであれば、書類を回してやっつけていらっしゃるのか。そこら辺のやり方をもう少し具体的にお尋ねします。

○福祉課長（栗山哲也君）

先ほど申し上げましたように、基準が明確に示されていますので、その明確な基準ののっとして該当するという判断ができるような方であれば、担当者の下で認定したいと思いますということで決裁が流れてきます、決裁をするという形ですね。ただ、肢体不自由の方であったりとかで別に判定表を用いて決裁するような場合につきましては、当然、私も含めて係内で協議してその審査を行っているという状況でございます。

○17番（森 茂生君）

ケース・バイ・ケースで若干違うことかと思っておりますけれども、どうしてもその担当の方の判断が仮にまずかったとすると、それが上に決裁として上がって、きちっとした審査会みた

いにならずに、独り歩きと言うと失礼ですけれども、なっているのかもしれないとは思っていますよ。

これはよその例ですけれども、資料、いつか言ったんですけれども、鳥取県の琴浦町では福祉事務所長、福祉課長、障害福祉係長、係員、障害者生活支援センターの相談員さんたちが寄って審査会を内部でつくって、その人たちがきちっと論議をして決定を下しているという現状があります。大阪府の大東市では、嘱託医が入って審査を行っている例もあります。

そういうことで、まだあまり広くは私も知りませんが、どうしても個人任せ、何人が任せにすると、恣意的になる可能性が、恣意的にする必要はないんですけれども、どうしても判断にばらつきがあるような気がしてなりませんので、できれば、福祉事務所長、結局、福祉部長なり、課長、そして、係員、せめて四、五人ぐらいでは寄って正式に、例えば、Aさんの場合はどういう判定を下すのかということをやっていただきたいと思います。年間多くて今のところ7人ですので、だらだら時間かける必要もないと思います。

そして、先ほど言いますように、基準は決まっています。お医者さんが書いた診断書に基づいてやるだけですので、そんな長時間はかからないと思いますので、個人的に判断する、あるいは1人、2人で判断するんじゃなく、ぜひそうやっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

健康福祉部長、これは介護も係ってくるんですよ、これはどうしても2つの課にまたがるんですよ。ですから、福祉部長にぜひお骨折り願って、介護の観点からもぜひ入っていただきたいとは思っているんですよ。ですから、ぜひそうしていただくものかどうか、健康福祉部長にお伺いします。

○健康福祉部長（橋本妙子君）

特別障害者手当の審査の件だと思います。

審査については、先ほど福祉課のほうから説明がありましたように、今は業務の中で担当者が判断をしておるところでございます。議員おっしゃいますように、それを審査会等の機関を設けて判断するかどうかということにつきましては、今の判断の仕方で不備があるかどうか、そこら辺も含めまして検討して、やはり審査会というやり方で認定をしないとどうしても正しい審査ができないということであれば、そういう審査の方法も考えられますけれども、現行のやり方で不備があるかどうか、そういう点も含めまして検討いたしまして判断いたしたいと思います。

○17番（森 茂生君）

不備があるかどうかで判断するということですが、決まってはいますけれども、これは非常に判断が難しいんですよ。ここに障害者の「福祉のしおり」というのをもらいました。この中に特別障害者手当について書いてあります。対象者が20歳以上の方で次の障がい

を重複して有する方、またはこれに準ずる程度の障がいの有する方。これを読むと、重複しなければ、もらえないと感じるんですけども、どうですか、課長、重複することが前提ですか。

○福祉課長（栗山哲也君）

お尋ねの件につきましては重複が前提ではございません。御承知のとおり、1つの障がい が該当した場合で日常生活動作ができない、点数によってそういったものを判断して、1つの基準でも判定をしているところがございます。重複は前提ではございません。

○17番（森 茂生君）

しかし、これを読む限りはなかなか分らんわけですね。よそのしおりを見てみますと、別表アの障がい が2つ以上ある方、これが該当するだろうと思えますけれども、もう一つ、別表アの障がい が1つあり、かつ別表の障がい が2つ以上ある方は該当しますよということで、必ずしも2つでなくても、1つあって、また違う基準をクリアしとけば、1つの基準でもいいですよとなっています。そして、もう一つありますけれども、これはややこしいので、ちょっと飛ばしますけれども、なかなかこら辺が分かっていたいていないと私は思っているんですよ。

厚生労働大臣がこう言っています。去年の12月、我が党の議員に答えて、障害者手帳がないとももらえないと勘違いしている人も多い。実際は国が示す障害者程度認定基準に従い、医師の診断書で判断する。こういうことですが、まだまだ、例えば、障害者手帳がないと駄目ですよと理解されている方が多いんです。実際そうやったでしょうが。私がこの前行ったとき、その障がい者の方は3級を持ってありました、年月がたつとるから、上がつとる可能性があるから、もう一回それをせんですかということで言われて、診断書を取りに行っ て見えているわけです。まずは障害者手帳があるのを前提で窓口の方が言っているわけです。先ほど言いますように、これは障害者手帳がなくてもいいんですよ。それにきちっと該当しとれば。障がい者の窓口に行くと、やっぱり窓口の方が障害者手帳が必須みたいにい つの間にか勘違いして、そういうことを言っ ていらっ しゃいます。

ここに大きな新聞が載っております。介護度4、5でも可能という大きな見出しです。介護度4、5だったら可能性が ありますよということなんですよ。いろいろもちろん条件はありますよね。それともう一つ、障害者手帳がなくてもいいですよ。もう一つの見出しは、障がい1つでも支給を受けられる可能性が ありますよ。この3つが一つ大きな問題です。これを皆さん誤解というか、よく分かっていただかずに、よその窓口でもそうです、2つ以上ないと駄目ですよとか、障害者手帳がないと駄目ですよとか、全部そういう格好で申請まで行き着かないという例が いっぱいあるんですよ。

だから、申し上げておるし、そういう感覚で審査をしていただきたくないなです。ですか

ら、先ほど言いますように、障害者手帳がなくても、4、5の方でも介護認定はできるんですよ、障害者手帳がなくても。ですから、ぜひそういうところの介護の専門家も入っていただいて審査をしていただかないと、障害者手当は障がい者の担当なんだ、介護のほうは介護だということで、どうも介護のほうまで目が向いていらっしゃらないのが福祉の現状だろうと思います。介護のほうは介護のほうで、それは福祉の手当だから、介護のほうは関係ないですよとあっていらっしゃる方が多いと思います。

だから、先ほど言いますように、東京新聞がこうなっています。高齢者、障がい者の縦割りの福祉の中で手当の存在が埋没してしまっていると言われてるんですよ。さっき言うように、これは一緒に考えていただかないと、なかなか申請に結びつかないわけですよ。福祉だけで考えていても。介護は介護だけで考えてもなかなか手当は福祉の問題ですよとなってしまうので、ぜひそこは連携を取って。だから、健康福祉部長がひとつ力を入れて橋渡しをして、両方2つの課でぜひこの問題を考えてほしいと私は思ったから、健康福祉部長に御足労をかけますよと言ったんです。そういうこともありますので、ぜひ考えていただきたいと思います。

ついでに、この東京新聞のことを言いますと、東京に住む57歳の女性の方が88歳で亡くなった父の介護を振り返ってということで東京新聞が載せていますけれども、介護をしようときに、布団の洗濯代、おむつ代、自己負担が月180千円上がって、いろいろ制度を受けたけれども、家計が苦しくて食費を切り詰めてせざるを得なかったということです。誰一人も特別障害者手当のことは教えていただけなかったと。そして、高齢者の介護の関係者は障害者福祉に疎いと、手当を知っているケアマネジャーに会ったことがないと証言されております。

岐阜県の認知症の先生も手当の中で最も受給漏れが多い制度ではないかと言われております。介護度5か4で日常生活動作の全てが介護の必要な寝たきりの老人は該当する可能性があるということで言われております。

そういう背景がありますから、ぜひ介護のほうとも一緒になってやっていただきたいと思うわけです。もう一度、前向きな答弁をお願いします。

○健康福祉部長（橋本妙子君）

特別障害者手当が今なかなか必要な方に適切に申請に結びついていないという状況があることかと思えます。そういうことで、必ずしも障害者手帳を持っていなくても、特に要介護4、5の方等では該当する場合がかなりあることもございますので、福祉課だけではなく、介護の部門等も含めまして、そういう適切な申請に結びつくように周知について心がけていきたいと思えます。

○17番（森 茂生君）

できれば審議会なんかもつくっていただきたいんですけども、今周知に力を入れていくと言われました。先ほど周知が必要なことは皆さん御存じのとおり。しかし、今、こういうパンフレットなり、インターネット、あるいは広報ぐらいだろうと思います。これではなかなか行き着かないと思います。特にインターネットはお年寄りなかなか見ないわけです。ましてや老老介護なんかの人は広報なんかも恐らくなかなか隔々まで見るとはなりませんので、違う方法、いろんな手だてを取っていただきたいと思います。

先ほど健康福祉部長が言われましたように、青森県の弘前市では介護認定を受けた人への通知、結果を送りますよね、そのときに特別障害者の手当が分かるものを同封して入れているという例が言われております。それから、毎年、介護支援員さんの研修とか、そういうのが恐らく時々あるかと思いますが、そういうときに研修項目にこの特別障害者手当について入れていただく。こういう方法を取っているところもあります。また、いわゆる介護保険と高齢福祉との連携で、連絡事務所やいろんな窓口にしおりなりチラシを置いて周知を図る。こういうことでいろんな手だてをよそでも取っていらっしゃると思います。また、さいたま市ではケアマネジャーにも案内を行って説明をしたりということも行われております。

ぜひこういう対策を取っていただきたいと思います。お考えをお聞かせください。

○健康福祉部長（橋本妙子君）

必要な方に適切に申請がしていただけるように周知については、先ほど議員のほうからいろいろな方法を御提案いただきましたので、八女市のほうでも取り入れられる周知方法については十分検討して進めてまいりたいと思います。

○17番（森 茂生君）

ひとつよろしくをお願いします。

それから、最後ですけども、障害者手当の費用、これは財政課ですかね、どうなっているのか、お尋ねします。

○財政課長（田中和己君）

お答えさせていただきます。

費用ということでお尋ねいただいたんですが、八女市の予算（「いやいや、国から幾ら来る」と呼ぶ者あり）はい。こちらの特別障害者手当等の給付事業に係る市の総事業費としては23,700千円程度ございますが、そのうち4分の3は国の補助金になります。残りの一般財源に相当する額が6,000千円ということになりますが、こちらのほうは普通交付税で算入されている部分がございます。

以上です。

○17番（森 茂生君）

これは生活保護と一緒にだろうと思います。4分の3が国、4分の1が八女市負担。しかし、

その4分の1も後で交付税措置される。実質、八女市の負担分はないんですよ。こういうこともひとつぜひ頭に入れておいていただきたいと思います。

2点目に行きますけれども、読解力向上について。

先ほども言いましたけれども、日本は今回読解力に限って言えば8位から15位に下がっています。よその国も見ますと、北京と上海ですかね、残りの2つありますけど、そこが3部門ともトップです。第2位は3部門ともシンガポール。第3位は3部門ともマカオ。4位が読解力と数学応用学が香港。科学的応用力がエストニアとなっています。読解力に関しては8位だったのが15位と下がっております。

このテスト、インターネットで流れていますので、私も試しに見ましたけれども、結構レベルは高いみたいです。すらすらと読んだぐらいでは解けないというんですかね、ここにありますけれども、ゆっくり読んでは何とか分かりますけれども、すらすらと読んだぐらいじゃ、もう一回読み返さんと分からないように、結構レベルは高いのかなと思っております。

ここに受けた生徒さんのアンケートがありますけれども、分からない言葉が多かった、自分には難し過ぎる文章が多かった、複数ページ読んでいるうちにどこを読んでいるのか分からなくなったという回答がOECD平均よりも日本の場合は高いと言われております。

その中で、やっぱり小説や新聞を月数回読む生徒さんが読まない生徒よりも高いという、これは相当な人数集めてやっているんですけれども、やっぱり小説や新聞を読む子どものほうがこういう学力は高いと言えるかと思えます。また、毎日ほぼ読んでいる生徒が4.5%、週1回から3回読んでいるのが8.5%ということで、新聞はあんまりやっぱり小学生は読んでいないのかなと思いますけれども、これを上げる手だてですかね、これはいろいろあるかと思えます。やっぱりこういうのを見ると、どうしても機械もいいんですけれども、実際は読書、そして、新聞、それときちっと向かい合って時間を取ってゆっくりと読む手だてを取らないと、テレビをつけっ放しで見よるぐらいじゃ、やっぱり読解力はつかんのかなと思っております。

それで、いろいろ手だてはありましようけれども、どのような手だてを取ったら一番いいのか、お伺いします。

○学校教育課長（郷田純一君）

お答えいたします。

手だてについては2点御説明をさせていただきたいと思っております。

ただ、議員が冒頭で御指摘された読解力は単なる読み取りじゃないと。これは多分議員の皆様も、市民の皆様も、学校に勤めている者も、なかなかPISAの言う読解力というものの意味が、テキストがどうのこうのとかという定義を答弁させていただいておりますけれども、なかなか理解しづらいので、まず、どういう問題があるのかというのを紹介だけさせて

いただいて、そして、手だてのほうの説明をさせていただきたいと思っております。

日本の正答率の低かった問題が、ある商品について販売元の企業とオンライン、雑誌という異なる立場から発信された複数の文章から必要な情報を取り出したり、それぞれの意図を考えながら、主張や情報の質と信憑性を評価した上で、自分がどう対処するかを説明する、こういう問題であります。ですから、なかなか難しいと、英語を直訳した形で出されている問題でありますので、なかなか難しいということでもあります。

そこで、うちが手だてとして挙げておりますのは、1つは授業改善と答弁させていただいております。これは議員が冒頭で御指摘されたように、今までのような、例えば、国語の授業で主人公の気持ちは何ですかとか、そういった国語の授業だけではこういう問題には対応できません。ですから、例えば、よく有名な実践であるのが、5年生に「海の命」という教材文がございますけど、まず、「海の命」で勉強して、その後、同じ立松和平さんの文章で「山の命」というのがあります。その後、「山の命」を読ませて、そして、2つを比べて共通点について論じなさいとか、社会の授業であれば、5年生で漁業の勉強がありますけれども、今までは取り方の工夫であるとか、そういうものを中心にやっておりました。でも、その知識だけではこの問題は解けません。ですから、例えば、フグ漁師さんが生き残っていくためにはどうしたらいいのか、必要な情報を入手して、そして、自分なりの生き残り策を論じなさいとか、そういう授業に変えていかないといけないということでございます。

2つ目は、この調査は2018年から全てタブレットで読解力はされております。ですから、これも議員御存じかと思えますけれども、日本では高校1年生が抽出されてこれを受けるわけですが、タブレットを1人1台入ったのがついこの前ということで、高校はまだその1人1台までたどり着いていないというのが現状でございますので、タブレットを使い慣れていない、だけど、タブレットを操作しながら解く問題だと、答えるのもタブレットの上で答えていくということですから、タブレットを使い慣れていない子がやっぱり戸惑うということはあったんだろうというのは言われておるところであります。

ですから、我々は1人1台予算つけていただきましてタブレットを用意できましたものですから、これから小中学生もタブレットを使って日々の授業の中で活用していくということを進めていかなくちやいけないと考えておるところであります。

もちろん読書については、今までどおり力を入れてやっていきたいと思っているところがあります。

以上です。

○17番（森 茂生君）

ここに読解力の調査出題例という国立情報研究所の研究チームが2016年に中学校国語を対象に行った例があります。ちょっと余談になりますけれども、1639年、幕府はポルトガル人

を追放し、大名には沿岸の警備を命じた、これが1です。2番目は、1639年、ポルトガル人は追放され、幕府は大名から沿岸の警備を命じられた。2つの言葉は一緒か違うかという設問ですけれども、最初のは幕府が大名に沿岸警備を命じた、2つ目は大名が幕府に沿岸警備を命じたふうになるんです。これの回答率が57%だったそうです。それで、これは二者択一、2つを選ぶだけですので、当てずっぽうでも50%は行くらしいんですよ。それでもって57%というのは、ほとんど理解できていないんじゃないか。中学生の43%、高校生の28%が同じと答えているらしいんですよ。ちょっとした文書ですけれども、ここに明確にこの文書を読み解ききれていないというのが如実に表れて、ほかにもいっぱいありますよね。私も実はやりましたけれども、すらすらとはやっぱりいきません。ゆっくり読み解かんと、すらすらはいかん問題です。

それで、教育の専門家が、こういうのを理解できないのであれば、教科書そのものを1回見直す必要があると言っているらしいんですよ。というのは、中学1年生なら、これぐらいは読み解ききるだろうという前提で教科書はできている。ところが、それを読み解ききらないというのであれば、根本から変えていかんと、授業そのもの、教科書そのものが成り立たないと危惧されております。ですから、この先生はせめて中学校のときは中学校の教科書を完璧に読み解ききるようなところまでは必ずやっていただきたいと言っているんですよ。

それでまず、数学にしろ、社会にしろ、ほかにとでも、それに何が書いてあるかを読み解ききらんなら先に進みませんよね。こういうのがずっと積もり積もって、結局は順位を下げたような気がします。

そこで、私は1つは、完璧に出ていますように、新聞を読む、そして、本を読む、そして、きちっと向かい合って、ちゃんちゃらちゃんちゃらと短い文書じゃなく、一定期間はきちっと向かい合ってゆっくり読む、新聞でも読む、そういう癖づけ、読書については小学校や中学校はやっていらっしゃるの私十分知っていますので、ぜひさらに努力をお願いしたいと思います。

それで、もう一つ思いますのは、図書館です。当然、図書館は大人が利用する率が高いかもしれませんが、小学生等もなるだけ利用していただいて、全体が本になじむような環境をつくっていかないことには、小学生だけに読めと言って大人は全然読まんというのは現実にあります。そういう状況を脱するためにも、図書館の充実が必要かと思えます。

発言通告にしていますように、貸出密度が非常に低いわけですね。3という数字です。貸出密度というよりも、分かりやすく言えば、人口1人当たりの貸出数ですかね。その貸出密度について低いわけです。教育長、御存じかと思えます。県南では一番低いです。県下でも下から3番目かどしこかぐらいです。これは非常に私は危惧しているんですけれども、これ

の原因及び上げる手だて、教育長のお考えをお伺いします。

○教育長（橋本吉史君）

お答えをいたします。

議員御指摘のとおり、いわゆる貸出密度、人口1人当たりの貸出件数ですね。これは八女市は3です。御指摘のように、南筑後の辺りでは最低となっております。福岡県の平均が4.2ですので、それからも落ちているということは確かだろうと思っています。

ただ一方で、小学生、中学生を見ても、小学生は1年間に百六十数冊読んでおります。中学生も40冊程度読んでおります。ですので、やはりどのターゲットと申しますか、いわゆるどの年齢層が低いのかということも加味しながら分析をしていかなくちやいけないと思いますが、議員御指摘のように、これは喫緊の課題だろうと私も思っております。

貸出しじゃなくて、登録率ですね、これも八女市は非常に低い状況になっております。ですので、この登録率をまず上げていく。これも大事なことだろうと思っています。

あと、例えば、同じ人口規模の自治体と比べてみましても、図書館の図書室の占有延べ床面積も非常に狭い、蔵書数も少ない。これはやはりこれから我々が考えていかなくちやいけないところだろうと思っています。

ですので、短期的には、答弁の中でも申しましたように、ソフト面のいわゆる手だてというのもちろん打ちながら、中長期的には図書館自体のハード面とか、そういったことも含めて考えていかないといけない問題だろうと思っています。

ただ、今年度策定しました第5次の総合計画の中には登録率を、今20.5%ですが、これを23%までは伸ばしたいと、社会教育の総合計画、今年度策定しましたけれども、貸出密度を令和8年度までには3.6まで上げたいということで目標を持って取り組んでまいりたいと思っています。

○17番（森 茂生君）

これは実に図書館というのは几帳面というか、細かい数字を前からずらっと積み上げてあります。びっしり数字が出てきます。それでよく動きが分かるんですね。ですから、八女市は平成23年は3.58でした。平成26年が3.34、平成28年が3.63、平成30年度が3、そして、令和2年度が3。ちょっと下がっているんですね、八女市の場合。一番低いのが川崎が1、添田が2、福岡市が2、須恵町、田川、上毛が3、それと、八女市も3ということで、相当県下でも一番低いような状況です。

ここに人口6万から10万の全国公立図書館貸出密度の順位があります。1番は愛知県の大府市16.6です。これは文部科学省が出している貸出密度の1番、北九州市北小倉区14.8です。ちょっと言えば、1番からすると、かなり低いということが分かるかと思います。

資料関係も出てきます。新聞が分館は1種類です、八女市の場合。1種類はほかにありま

せん。どんな分館でも三、四種類取ってあります。八女市だけが1が出てくるんですよ、分館は。これは後で見て分かるように、ほかは1というのはほとんどありません。どんな分館でも2か3の数字です。これはぜひ後で調べとってください。

それともう一つ、レファレンス、今度、第5次総合計画にもこれに力を入れるとなっていましたけれども、不思議なことにレファレンスはありません。どういうわけか数字に出てこないわけです。例えば、三潞町は分館ですと出てきます。大牟田は1,290とずっと数字が出てくるんですけども、八女市に限っては出てきません。ゼロです。これはどういうことですかね。恐らくやっつけていらっしやらないことはないんでしょうけれども、カウンターでいらっしやる司書の先生に調べてもらったり、いろんな相談をしたり、そのカウントがなされていないのかなと思います。よそはみんな、例えば、筑後は5,426という数字が出てきます。大川の図書館は1,674と出てきます。八女市はゼロです。統計を取っていらっしやらないのか、ちょっとそこら辺の原因をぜひつかんどっていただきたいと思います。

それからもう一つ、コピー、よそは10円、10円、10円と出てくるんですよ。1枚すると10円でやっています。ところが、立花、矢部、星野分館はないんですよ。これはコピー機そのものがないんでしょう。

○社会教育課長（溝上啓之君）

初めに、レファレンスサービスについてですけど、議員のほうは、令和2年度福岡県公共図書館等概況、統計を出しているものですけど、こちらのほうを見られて言われているものと思います。これにつきましては、八女市のほうはレファレンスサービス自体は行っておりますが、統計をやっておりません。と申しますのは、レファレンスサービスのカウント自体がそこそこの団体によってばらつきがあって、非常に重たい内容だけを計上しているところもあれば、本当に簡単な電話問合せ等もカウントしている状況がございますので、その辺のところを整理した上で今後計上していく必要があるなど考えております。

それから、コピー機の件で問合せですが、こちらにつきましては、コピー機自体は本館と黒木分館に設置しております。また、ほかの分館、上陽分館、立花分館につきましては、こちらのほうは隣接公民館のほうにコピー機がありますので、そちらのほうを使うようにして対応しております。

なお、矢部分館、星野分館、こちらについてはコピー機の設置をしておりません。じゃ、どうやって対応しているかといいますと、本館とかほかの分館に連絡して連携して対応するという形で進めてこの複写サービスに努めているところです。

なお、どうしてこういう対応をしているかといいますと、コピー機の設置費用がやっぱりある程度かかりますので、それと、使用頻度のことを考慮しまして、このような対応としているところです。

以上でございます。

○17番（森 茂生君）

確かにお金はかかりましようけれども、この数字を見る限り、はっきり言って、コピー機が出てこないのは八女市だけです。それと、レファレンスも。やっぱりきちっとした精査されて、せめてよそに恥ずかしくないような対応なり、数字はすぐは上がりませんか？から、きちっとした対応はぜひ指導していただきたいと思います。

時間がなくなっていましたので……

○議長（角田恵一君）

あと1つ質問事項がありますので、時間配分をお願いします。

○17番（森 茂生君）

国保の減免の問題ですけれども、国保新聞にこのようになっています。前年度までは財政支援は6割が一般財源、特別調整交付金から4割ということで10割、国から減免した分は全額来ていたということです。ところが、今年度は減免額の2割から8割を特別調整交付金から支援する仕組みとなる、いわゆる国から全額来んということのようです。その影響はどのように出るのか、お伺いします。

○健康推進課長（坂田智子君）

お答えいたします。

コロナ減免については、議員おっしゃられるように、令和3年度も国のほうとしても財政措置があるということで聞いておりますが、ただ、おっしゃられるとおり、減額に対する補填、特別調整交付金の分は前年度のように全額ということではない模様です。うちの今の基準でいくと、4割相当額というところになるということの通知が来ております。

それで、そのほかの分については市が負担という形になりますので、また財政と協議をしながら対応を考えていく。制度としては当然行っていく予定でおりますので、そういう取扱いをまた協議して対応していきたいと考えております。

○17番（森 茂生君）

そしたら、まだ場合によってはこれが減ずられる可能性があるということですか。全額来ていないから、その分、八女市が負担すれば、今までどおりでしょう。まだはっきり決まっていないということですか。

○健康推進課長（坂田智子君）

正確にはまた追ってお知らせすると来ております。それが6月のちょうど2日が一番最新の情報は来ておりますが、そこが先ほど八女市の基準でいくと、4割相当分ということ来ております。

以上です。

○17番（森 茂生君）

極端な大きな金額じゃないと思いますので、ぜひこれは八女市が負担をいただいて、減免分は今までどおり前年度並みにぜひお願いしたいと思います。

それからもう一つ、収入の減額が3割ないと、減免の対象になりません。その中に書類によっては持続化給付金、これは入れなくてもいいですよというのがあるんですよ。これは八女市はどうなっているのか、確認のため、お尋ねします。

○議長（角田恵一君）

時間ございませんので、簡潔にお願いします。

○健康推進課長（坂田智子君）

持続化給付金等の取扱いについては、議員がおっしゃられるように、所得としてはカウントしないということで聞いております。

○17番（森 茂生君）

税金の場合、農家で言うなら、雑収入にこれは計上しなければなりませんけれども、国保の減免に関してはほとんど1,000千円ですけれども、1,000千円は入れなくていいということですね。それはのかしたところで計算していいということですね。ぜひこういうのを周知していただかないと、恐らく入れらっしゃる人が多いんじゃないかなと思っています。これはぜひ周知の段階できちっとこれは入れなくていいですよというのは明示していただきたいと思います。

それから、傷病手当は例年どおりやっていただくようですので、ここで改めては取り上げませんけれども、周知のほうはきちっとやっていただいて、ぜひ市民の皆さん方の負担を少しでも軽減するようにお願いして私の一般質問を終わります。

以上です。

○議長（角田恵一君）

17番森茂生議員の質問を終わります。

午後2時50分まで休憩いたします。

午後2時40分 休憩

午後2時50分 再開

○議長（角田恵一君）

休憩前に引き続き一般質問を再開いたします。

8番高橋信広議員の質問を許します。

○8番（高橋信広君）

こんにちは。8番高橋信広です。最初に、福岡県は先月12日からの緊急事態宣言が継続しており、新型コロナウイルス感染拡大のピークは脱したものの、まだ医療体制が綱渡りの状

態にあり、予断を許さない状況が続いております。一方では、収束の切り札になると言われていますワクチン接種が加速化してまいりました。このような状況の中、日夜、大変な御苦勞をいただいております医療従事者をはじめ、関係者の皆様には心よりお礼と感謝を申し上げます。

それでは、通告に従いまして、一般質問をいたします。

本日は、新型コロナウイルス感染症対策について並びにデジタル化の推進についてお聞きいたします。

1つ目の新型コロナウイルス感染症対策ですが、通告のとおり、4つの観点で伺います。特に医療体制とワクチン接種について重点的に質問したいと思います。

福岡圏域の医療状況は、報道を含め一定の公表がなされておりますが、八女・筑後医療圏としては公表されていないため、状況がつかめない仕組みとなっております。基本的には福岡県主導で新型コロナウイルス感染症に対しての医療体制は構築されるものと理解はしておりますが、市民の命を守るという意味では、本市としてしっかり関与すべきものと考えます。

そこで、医療従事者に対するケアを含め、医療体制についての考えをお聞きいたします。

ワクチン接種に関しましては、現在進行中の高齢者に対する接種の完了までのスケジュールと対策及び65歳未満の人に対する具体的な方法について伺います。

2点目ですが、デジタル化の推進です。

御承知のように、国は今年9月1日にデジタル庁を発足させ、翌10月10日、11日をデジタルの日と設定し、国民運動という位置づけで全国的に盛り上げようという計画を打ち出しています。少子・高齢化、特に生産年齢が減少する中で、デジタル化は国民の利便性向上のみならず、国民の幸福と利益につながるものと確信するものです。

しかしながら、国が示す「誰一人取り残さない」、「人に優しいデジタル化」は、一時的には格差を生む危険性もあり、地域にマッチしたデジタル化を早期に着手すべきと考えます。

そこで、本市としてのデジタル化をどのように考えて取り組んでいくのかをお聞きいたします。

以上2点について執行部におかれましては明快な回答をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

あとは質問席にて順次お聞きします。

○市長（三田村統之君）

8番高橋信広議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、新型コロナウイルス感染症対策についてでございます。

新型コロナウイルス感染症対策本部は、どのような会議体、会議内容で執り行われているのかというお尋ねでございます。

本市の新型コロナウイルス感染症対策本部は、市長を本部長とし、副市長及び教育長を副本部長、各部長や各支所長などを本部員として設置をいたしております。

対策本部会議では、市内の新型コロナウイルス感染症の予防及び感染拡大防止対策について協議を行っております。

次に、福岡県内の医療体制は逼迫しており、厳しい状況にあるが、公立八女総合病院の現状を踏まえ、本市としての対策は検討しているのかというお尋ねでございます。

緊急事態宣言が延長され、福岡県内の病床稼働率は、全国的に見てもまだ非常に高い水準で推移していると認識をいたしております。新型コロナウイルス感染症に対応する医療機関の調整は県が行いますが、本市といたしましても、医療崩壊を招かないよう、県、保健所、医師会と緊密に連携しながら、感染拡大防止対策を講じております。

次に、高齢者のワクチン接種を7月末までに完了するに当たって、具体的にどのようなシナリオを描いているのか。また、65歳未満の人に対するワクチン接種はどのような方法で、いつまでに完了する計画を立てているのかという御質問でございます。

高齢者のワクチン接種のスケジュールは、配信している資料のとおりでございます。

個別医療機関でのワクチン接種数を増やしていただくことや集団接種の回数を増やすことを検討しております。

また、65歳未満の方に対するワクチン接種につきましては、国の方針では、基礎疾患を有する方、高齢者施設等の従事者、そして、60歳から64歳の方が次の優先順位となっております。まずはワクチンの供給量及び地域でのワクチン接種可能数などを鑑みながら、優先順位の高いほうへの接種を進めてまいります。その後、60歳未満の方への接種が始まりますが、年齢を区切って発送するなどし、円滑なワクチン接種を実施したいと考えております。全ての市民へのワクチン接種が完了するには、65歳未満のワクチンの供給量及び供給時期などがまだ国から示されておりませんので、国の動向を見極めながら、できる限り早い完了を目指してまいります。

次に、避難が必要な事態において、自宅待機の陽性者や濃厚接触者の避難の在り方はどのように考えているのかというお尋ねでございます。

災害時における新型コロナウイルス感染症の自宅待機者及び濃厚接触者の避難に関する福岡県内の統一した方針に基づき、自宅待機の陽性者につきましては、南筑後保健福祉環境事務所で避難対応を行うことが基本とされています。

また、濃厚接触者につきましては、本人の希望に基づき、市の避難所において、スペースを確保しながら受入れができるよう準備しております。

次に、デジタル化の推進についてでございます。

デジタル社会の形成に向けて、市民サービスをはじめとしたデジタル化に対してどのよう

な考え方で取り組んでいるのかという御質問でございます。

国は、デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針を策定し、目指すべきデジタル社会のビジョンとして、「誰一人取り残さない」、「人に優しいデジタル化」が示されております。このビジョンの実現のためには、住民に身近な行政を担う自治体の役割が極めて重要であり、デジタル技術やデータ連携を活用して、住民の利便性を向上させることが求められています。

また、国の計画では、自治体の情報システムの標準化や、マイナンバーカードの普及促進、行政手続のオンライン化、デジタル技術の活用による業務改善など、取り組むべき事項が示されております。

このような状況を踏まえ、今後、国、県との連携を図りながら、本市におけるデジタル化の推進計画を策定し、取組を進めていきたいと考えております。

次に、マイナンバーカードの普及状況及び普及率向上の対策はというお尋ねでございます。また、独自のマイナンバーカードの使用対策は検討しているのかという御質問でございます。

マイナンバーカードの普及状況は、令和3年5月16日時点で28.56%の交付率となっております。普及率の向上を図るため、市民団体、企業等へ積極的に出向き、普及促進を図ることを目的の一つとして、昨年4月に市民課にマイナンバー推進係を新設いたしました。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、外部に出向いての申請補助等の実施が難しいところですが、確定申告会場等でカードの申請補助を行うなど普及率向上に努めてまいりました。

また、市独自のマイナンバーカードの用途として、今年度からコンビニ交付サービスに税関係証明書の交付を追加することで、市民の利便性の向上を図ってまいります。

最後に、デジタル化によって全ての人が恩恵を受けるためには、高齢者をはじめ、不慣れた人々への支援対策が必要ではないかという御質問でございます。

行政手続のオンライン化などに伴い、デジタル活用に関する理解やスキルが十分でない方々への支援体制を整えることは重要であると考えております。

今後、デジタル化によるサービスを導入する場合は、利用方法等に関する助言、相談等の対応についても十分検討してまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○8番（高橋信広君）

先に新型コロナウイルス感染症対策についてお聞きしたいと思います。

まず、感染症の対策本部、先ほどの答弁からいきますと、これは庁内だけでやっておられるという認識ですが、感染症防止のためには医療関係者であったり、消防の方であったり、時には保健所の方、こういう何かあったときには特別に参加されるとか、このあたりはどういうやり方をされているか、これについてお答えいただけますか。

○健康推進課長（坂田智子君）

お答えいたします。

対策本部につきましては、答弁にありましたとおり、庁内の者と、あと議員おっしゃられるように消防署のほうから、それから必要に応じて医療関係者の参加をいただくこともございます。

○8番（高橋信広君）

今のお話ですと、ケース・バイ・ケースでやられるということで、いわゆるメンバーに入っているということではないという認識でよろしいですかね。それと併せて、保健所の方というのは何かあるときには来ていただいているのか、それとも、電話だけのやり取りなのか、このあたりの連携ということにちょっとお聞きいたします。

○健康推進課長（坂田智子君）

本部員といたしましては、消防長のほうは明記をしております。また、保健所のほうですけれども、必要に応じてということでございますが、実際としてはなかなかちょっと出席していただく機会は今のところはなかったかと思いますが、議員おっしゃられるように、電話でいろいろ状況を聞いたり、必要な場合は助言を仰いだりしているところでございます。

○8番（高橋信広君）

コロナについては、今、受入れ先として、この八女市の中では公立八女総合病院しかないと思うんですが、この公立八女総合病院との連携というのは具体的にはどういう取組なのか、これについてお答えいただけますか。

○健康推進課長（坂田智子君）

公立八女総合病院の関係ですけれども、実際の陽性者の受入れ等については、先ほど答弁にありましたとおり、県のほうが割り振りますので、八女市民の方だから必ず公立八女総合病院ということではないかと思われま。

ただ、やはり市内においては入院の受入れとしては公立八女総合病院ということになりますので、具体的に陽性者のどうこうという扱いは当然保健所と医療機関とのやり取りにはなってきますが、状況等については公立八女総合病院とそれぞれ構成団体の事務的な会議も定期的に行っておりますので、その中で状況をお伺いしているところでございます。

○8番（高橋信広君）

分かりました。いずれにしても、庁内だけではないということは分かりましたが、特に医療関係との連携というのは大変重要だと思いますし、もう一つ保健所との連携ですね、これをさらに強化していただいて、感染防止、それから感染者を減らすということにぜひ力を入れていただきたいなと思います。

次に、今、福岡県としても、医療状況というのは逼迫はしていますけど、ちょっと落ち着

いてきた感は持っています。ただ、ステージ4ですかね、そういう段階ですので、まだ安心できるような状況じゃないと思っております。そういう中で、今この医療圏の中では公立八女総合病院、それから筑後市立病院と、もう一つは姫野病院ということで認識しておりますけど、こういう中で、今現状は確認はしておりませんが、随分減っていると感じております。やっぱり満床になったとき、全国的には満床になって、次が入られないような、そういう意味では後方支援の医療施設が必要になるということ、随分マスコミ等でも取り上げておられますけど、八女市の場合はこういう後方支援として、八女市として次の民間病院、こういうところに依頼をされたとか、そういうケース、あるいはそこに対しての対策というのは考えておられるかどうか、これについてお伺いします。

○健康推進課長（坂田智子君）

医療機関の調整につきましては、県のほうが行っておりますので、具体的に市のほうがどこの病院にお願いしますということはありません。

また、後方支援ということでございますが、公立八女総合病院に対しましては、それぞれ連絡調整を行いながら、公立八女総合病院だけではないんですが、昨年度から感染防止の支援という形での支援金を交付しているところでございます。

○8番（高橋信広君）

今、私が聞いている限りでは、公立八女総合病院のほうも一次的には中・軽症者の受入れ先ということでしたが、最近はどうも重症者も受け入れていると聞いております。そういう意味でやっぱり重症者が入ってこられると、後方支援の医療施設が必要になってくるのかなと思うんですが、この役割というのは大体どこが、県が全てやるということで今のお話でしたら県ですけど、市としてはどこまで関与して、今現状はそうでもないんですが、また満床になったときに必要になったとき、じゃ、どこが責任持つかという、ここについては市のほうは関与できないんですか。

○健康推進課長（坂田智子君）

お答えいたします。

やはり医療機関の調整というのは県のほうの役割分担ということになっておりますので、市のほうが直接関与することはできない状況でございます。

また、公立のほうについても、状況を聞きますと、やはり非常に一時期陽性者も多かったもので、増床ということを言われて対応しているということで聞いております。

○8番（高橋信広君）

当面というか、今、目先の中で後方支援対策というのは次の第5波が来るとか、変異ウイルスが入り込んで大変なことになるような、そういうことも想定して今後の対策というのをぜひやっぱりこの医療圏の中で、福岡県に対してもしっかりと申入れ、県との話もやっていた

だかないと、どうも今、公立八女総合病院だけに集中していることにちょっと気になっておりますので、そういう意味で、今のお話を聞いた限りではコロナ患者の医療体制というのは、少なくとも、八女市の中では公立八女総合病院しかないわけですね。もちろん、八女市の方ばかりじゃなく、いろんな方が入ってこられると。そういう中で、医師、看護師をはじめ、公立八女総合病院に従事されている方々、やっぱり肉体的にも精神的にも、時には誹謗中傷もあったと聞いておりますし、そういう負担が相当強いられているなど感じております。

そういう中で、やっぱり医療従事者にも2回ほど応援金を出していただいておりますけど、公立八女総合病院がコロナというところからいけば、コロナ患者を受けているというところにしたら、やっぱりほかの医療施設とは随分違うような気がしています。やっぱりさらなる応援、支援というのが必要じゃないかと思っておりますが、ちなみに、筑後市というのは3月24日の第8弾として、筑後市立病院に対して30,000千円交付金を拠出しています。そういう意味では、当市も一考すべきではないかと思いますが、これについては市長はちょっと言いづらいでしょうから、副市長にお聞きします。

○副市長（松崎賢明君）

医療機関に対する支援ですけれども、基本的に一般の医療が圧迫感はないにしても、基本的にありますので、そういう面で公立八女総合病院が担っていた部分が八女市内のほかの開業さんのところに回ってきたりして、そういう業務のほうが増えておるというところも含めまして、医療機関に対する支援をやっておるところです。コロナ感染に関する直接の部分については、医療体制全て含めて、県下の医療体制として県のほうが責任を持ってやるというスタンス、その医療従事者の方については国のほうが支援をやっている、そういう役割分担もやらせていただいております。

ただ、公立八女総合病院につきましては、八女市も構成自治体の一つですので、そういう意味では公立八女総合病院と助けられる部分は助ける。ただ、経営状況についてはまた独立している部分がございますので、筑後市立病院とちょっと違う形態になっておりますので、そこはまた状況を見ながら、公立八女総合病院と協議する必要があるれば、やっていこうと思っております。

○8番（高橋信広君）

今の詳しい事情は私は知らないんですよ、その30,000千円出した理由というのはですね。ただ、内容を見てみますと、いわゆる地方創生臨時交付金から出ているような感じでしたので、あくまでも支援として、いわゆる経営状態の悪化云々ではないような気がしておりますので、病院の医師含めた医療従事者に対する支援策としてやっておることが中心でありましたら、ぜひ御検討いただきたいということで要望しておきます。

それから、次、ワクチンのことですけど、この前から新聞報道で高齢者については7月末

で完了するということが八女市のほうは言うておりました。今回、どのようなシナリオを描いているかということでお聞きしておりますが、数字的なことを言う前に、今、ワクチンの、いわゆる予約状況ですね、これについてまず最初にお聞きしたいんですけど、資料に基づいてお聞きします。

昨日までの予約件数、これは予約と、それから1日から設置されております予約支援、ここも含めた数字、要はどれだけ今予約として入っているのかというところ。それからもう一つは、2回目の接種率、1回、2回でセットになっていませんので、八女市の場合は少なくなるのはちょっと危惧しておりますので、1回だけで終わっている人がどれだけいらっしゃるかという意味で、2回接種率がどれだけあるか。それからもう一つ、施設・入院等の1,400人というこの第1クールの1,400人というのは実数なのかどうか、この3つをお願いします。

○健康推進課長（坂田智子君）

1点目の予約状況です。昨日が第2クールということで予約開始を行ってきました。そこは前回の分と合計しますと、今現在9,500人程度の予約を受けております。これは2万3,000人のうちの41%程度ということになってきます。

それから、2回目の接種率ということでございます。2回目については、八女市は18日から実際の個別の医療機関実施をしておりますので、ちょっとまた数字としてあまり上がってこない、実際の接種率というか、接種者数としてがまだちょっと非常に少ない状態でございます。ただ、予約として、やはりちょっと2回目を入れていらっしゃる方というのかなりいらっしゃるようで、単純に忘れてある方については1回目接種の折に2回目の予約をお願いしますということで、再度予約を入れられたりするケースもございます。

また、やはり一度接種したときの副反応が非常に大きくて、医師のほうから、やっぱり2回目はちょっと控えたほうが良いと言われるケースもあるようでございます。

それから、3点目、施設の1,400の件ですが、こちらについては随時医療機関施設で調整が終わった部分で上がってきた数字ですので、1,400という丸めた数字ではありますが、実数に近いものでございます。

○8番（高橋信広君）

先ほどの予約、昨日までの件なんですが、第1クールで約6,500ですよね、これが確定部分。昨日段階で、全部で7,000近くあるんですが、そのうちのどれだけが予約として入っているか、これについてお聞きします。

○健康推進課長（坂田智子君）

お答えいたします。

昨日の実際公開した枠のうちではかなり埋まっておる状況ですので、昨日の終了時点で

90%近くが埋まっております。そして、今回公開している枠としては7,000程度でございますが、今現在、支援として受付票という形でいただいている部分もございます。そちらが既に4,000件ぐらいございます。今回、予約された方の中で受付票も出している方もかなりいらっしゃると思いますので、それを今から作業としてダブってある方をまず外して、若干その分でその方々に、希望されるとおりはなかなかいかないかと思いますが、また割り振りをするという作業を行っていく予定でございます。

○8番（高橋信広君）

今の話を聞いていると、いわゆる支援の4,000という中に、やはりもう少し急ぎたいという方が結構いらっしゃるって、昨日、大分申し込まれた方があるということでもいいんですか、今の話は。分かりました。

昨日、私が11名の方を朝から、私だけじゃないですが、2人でやってみたんですね。そして、11名のうち5名しか取れなかったです。それは大きな条件がちょっと選択肢を広めなかった、限られた医療施設にしたということが失敗でしたけど、すぐには取れなくて、仕方なくというか、あと電話枠があるのかなということで、昨日の昼休みに30分、電話はつながったんですけど、待ってください、それとも後からかけてくださいという電話コールでしたので、ずっと待ちました。そして、30分待ちました。そして、ようやくかかりました。そこで10分間、私も話しましたが、本会議が始まりますので、今度は事務局のほうに預けてやっていただいて、そしてまた、やり取りして、今度は返答が来るんですね、返事が。その返事のやり取りがまた40分かかるといって、相当長くかかるんですね。今日も電話を入れたりしていますが、やっぱり相変わらずかからないです。

1つは、枠がかなり狭まったところで、やっぱり情報を出していただかないと、皆さん期待して、まだまだ大丈夫だろうという人がたくさんいらっしゃいます。今言われたように、90%もできたら、どこが空いているかということをしつかり情報提供して、それから、電話にしても何らかの手を打たないと、いつまでたっても何回もやっておる方はいまだにいらっしゃると思いますよ。30回線に増やしたことがあまり効果が出ていないなと私は思っています。

ちなみに、糸島市のやっていることは多分御存じだと思います。ロボットコールセンター、これは今ある有人の電話コールを受けながら、ロボットで100回線を受けるといって、糸島市のほうはうまくいっているということがありますので、そういうことも含めて、やっぱり検討しないと、この二、三日まだまだ混乱する状況が続くと思いますが、私は1回目のスタートのときの第1クールについては全国的に大変だったので、これは仕方ないと思っています。ところが、やっぱり第2クールに入るときの改善力というのが今問われておりますので、ここについてさらなる改善をしていただきたいと思いますけど、いかがでしょうか。

○健康推進課長（坂田智子君）

予約については大変御迷惑をかけているところでございます。やはりなかなか電話で随分待つてとか、つながらないという御不満がありますので、ちょっと時期は若干指定はできないけどということで、今、支援の窓口をしながら受付票というものを頂いております。今現在もそれは当然続けておりますので、文化会館、それから各支所、それと電話でもそれは受け付けておりますので、なかなか電話するだけで何十回も何百回もということもございまして、なるべくそちらを御利用いただくようにと考えております。

それから、糸島市でされている内容も聞きまして、非常にいい内容と思いましたが、ちょっとうちのほうはもう既に実施をフリーダイヤルでしている関係で、途中で切り替えるともた混乱を招くと考えておりますので、今現在はそういった支援体制で何とかやっていきたいと考えているところです。

それと、梓自身がやはり八女市の場合は非常に厳しいところもございまして、現在、7月から水曜、木曜に集団接種の追加を行っていきたくて思っております。集団接種の回数を増やすということで今考えて、医療機関と調整がほぼ終わりましたので、また広報をしていきたいと考えております。皆さんが、ちょっと全てが希望される医療機関とか場所ではいかないかもかもしれませんが、予約が取れないということがないように行っていきたくて思っております。

併せてもう一点、ワクチンの取扱い、ファイザー社製が冷蔵期間が5日間ということで指定がございましたが、1か月に伸びるということに変わっております。それで先日、医療機関のほうにも既にお知らせをしまして、それによって、やはり今まで週1回の配送でしたので、どうしても接種できない日、月曜日とか土曜日ございました。医療機関でもそこをしっかりとやっていきたいということを聞いておりますので、また梓を随時拡大することができそうな状況です。それで、先ほどどこが空いているのかということでございましたが、随時ちょっと追加をする部分もございまして。大きな梓追加のときは広報していきませんが、ちょっと個別の医療機関については、なかなかそこをすると、やはりまた集中したりということもございまして、極力そういった医療機関の協力を得ながら、随時梓を追加して、今度のクールでは何とか皆さんが取れるような形で高齢者の方、進めたいと考えています。

○8番（高橋信広君）

今の1か月というところは一つの光が見えるかなと思いますし、拡大をしていただくということですけど、あと、やっぱり今の状況からいくと、既に昨日予約したところでも8月に入っています。今の段階では多分8月いっぱいぐらいはかかるんだろうとは思っておりますが、手前にどうしたら持っていけるかというところは課題としてぜひやっていただきたいんですけど、例えば、今、これは市長が服部県知事のほうに申し込まれましたみやま市の集団接種ですよね。保健医療系大学の集団接種に対して要望を出されておりますので、この前の

テレビ報道でも、服部知事自ら八女市からもちちゃんと来ているということもおっしゃっていましたが、この回答については来ていますか。みやま市でやる集団接種について、市長に対して回答は来ていますか。

○市長（三田村統之君）

お答えします。

議員おっしゃるように、県が設立するみやま市の集団接種会場、これは利用するのは大牟田市と大川市だけ当初は認めるという状況でございました。私としては、少なくとも、集団接種を一定の近隣の市町に限るのはおかしいんじゃないかと。やっぱり大川市にしる、大牟田市にしる、そして、八女市にしる、筑後市、広川町にしる、状況は同じだと。7月の下旬までに高齢者の接種を完了するという国の方針、やはり立場として何とか努力してやりますという回答はそれぞれの市長さんがやっていると思います。だから、八十何%ということなのですが、現実はやはり厳しいというのが各市町村の状況ではないかと考えておりました、服部知事にも、そして、先日、担当の大曲副知事にも話をして、これは当然認めるべきじゃないかという話をいたしております。服部知事も、十分前向きに考えますと、担当部局に話をしますということ言ってくれましたし、大曲副知事も、現在の県の設置している集団接種会場だけではなくて、新聞報道で御覧いただいたかもしれませんが、あと6か所ぐらいつくる可能性がありますということでございますので、何とか私どももこういう施設を、例えば、極端に申し上げますと、みやま市に一定の企業の方々、あるいはまた、保育士さん、介護施設の方々、そういう方々が間に合わないという状況であれば、バスを使って集団接種会場にお送りする、送迎することも当然考えていかなきゃならんのではないかと考えてございます。

それからもう一つですが、県の市長会の春日市の井上市長とも話をしておりました、早速、市長会の代表者会議をやって、そういう面も含めて検討いたしますということで返事をいただいております、昨日、電話がかかってきまして、十分お話しはしていますと、今後ぜひ市長会としてお願いすべきことは県に要請をしていきますと、遠慮なくおっしゃってくださいという県の市長会の井上会長からも電話をいただいておりますので、そういう大枠の体制はできるだけ私、つくりながら、いざというときにやはり活用できるような環境にしたいと思っております。

○8番（高橋信広君）

これについては市長自らぜひ県との折衝をよろしくお願ひしたいと思ひます。

あと、八女市の中で、先ほど集団接種という言葉がありましたけど、特に土日であったり、夜までやるかは別として、公立八女総合病院の協力。それからもう一つは、八女市で協力を言ひやすいというか、管理しているクリニックくろぎであるとか、それから矢部診療所、そ

ういうところに対して、もう少し促進させる手法、例えば、矢部診療所に矢部だけをまず全部やっていただいて、そこで完了した段階で診療のバランスを取っていただきながら、午前中は診療をやって、午後には少し黒木辺りとか、あまり遠くは駄目でしょうけど、近場と一緒にやっていただくようなそういう仕組みで、地域というところも少し考えていただくことで効率よくやっていただくという手法も一つかなと思いますけど、これについては御意見は要りませんので、書いておりますので、そういうことも含めて、ぜひ医療の打ち手不足のところをどうやってカバーするかというところを考えていただければと思います。これについてはよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、ワクチンの昨日の同僚議員の中で、キャンセルであったり、余ったワクチン、これについては介護従事者等に接種しているということでしたが、実際何人ぐらいいらっしゃるでしょうか。

○健康推進課長（坂田智子君）

お答えいたします。

実際のキャンセルというのは、なかなかない状況でございますが、ほとんどない状況でございます。今4件程度ございました。

それから、先ほど公立八女総合病院の協力というお話がありましたが、公立八女総合病院のほうで、今、住民接種もしていただいておりますが、一部分そういったエッセンシャルワーカーの方も含めてやっていきたいという申出もございましたので、そのリストの中から既に保育士の方ですとか介護の職員の方、ちょっとまだ全員とは到底及ばないんですけども、接種をいただいている状況でございます。

○8番（高橋信広君）

あともう一つ、今、高齢者の中で、例えば、独り暮らしの方で接種券は来ているんだけど、接種券が来ていることすら認識していない方であったり、あるいは障がい者の方であったり、配慮が必要な方がおられるような気がします。そういう方々に対してどのような手を打っていただいているのか。要は、やっぱり誰一人取り残さない方法。当然、個人の受ける受けないは自由でありますけど、まずそこまでの認識がない方が私はいらっしゃるような気がします。これについての対応はいかがでしょうか。

○健康推進課長（坂田智子君）

まず、各地域それぞれ行政区長さん、民生委員さん、それぞれの会議の場に出向いて、今回のワクチンの仕組みですとか予約、それから、今回行いました予約支援のお話をさせていただいております。地域でそれぞれ携わっていただく方で、そういった方がいらっしゃればお声かけをお願いしたり、こちらにつないでいただいたりという依頼はしております。

また、それぞれの会合の包括の方ですとか、また、それぞれの担当部署のほうにも話して

おりますので、また必要なケースについては対応していきたいとか、声をかけていただきたいということで周知をしているところです。

○8番（高橋信広君）

ぜひ予防漏れ防止につながるような対策をお願いしたいと思っています。

それからもう一つ、情報というところですね。先ほどもちょっと言ったかもしれませんが、もう少し、例えば、昨日の段階で終わっていますので、かなりの分が終わっている。そういう毎日の、いわゆる空き情報、それから、最初に発信される時、どこの医療機関だったら、どれだけの枠があると、そういう細かい情報がぜひあると、皆さん選び方も非常にスムーズにいくんじゃないかなと。どうしても、やっぱり医療機関が集中している感があります。そういうところにはもう一、二分でぱっと終わっちゃうみたいな、そういうことを少し。それと、次に行くときに、やっぱり一々選ばないと難しいので、最初からリストと一緒ににらめっこしながらやられるような、もう少し分かりやすい情報があると非常に助かりますので、そういうことを御検討いただければと思いますので、これは要望として言っておきます。

それから、65歳未満の方ですが、これについては市長答弁の中にワクチン供給については年齢を少し、県のほうから来ているのはまずは基礎疾患のある方、それから、60歳から64歳ですかね、あとの段階とかそのあたりはいかがですか。

○健康推進課長（坂田智子君）

65歳未満の方につきましては、議員おっしゃられたように、まず基礎疾患のある方、それから、60から64歳の方を優先的にと考えております。それから、もうちょっと下の年齢の方については、今のところ10歳刻みで接種券のほうは準備をしておりますが、あと予約枠の関連もございますので、その状況を見ながら、こういった形で10歳ごとに出すのか、20歳単位で出すのかとかを考えていきたいと思っています。

以上です。

○8番（高橋信広君）

当然ながら、65歳未満のほうの対象者が多いわけですから、年齢別というのは非常にいいことだと思いますし、それと、今やっている65歳以上の反省を基に改善するところを改善をしっかりとやっていただいて、スムーズなワクチン接種ができるようによろしくお願ひしたいと思っています。

それからもう一つお聞きしたいのは、職域についてのワクチン接種というのは八女市の中で考えられることなんですかね。

○健康推進課長（坂田智子君）

職域での実施については、ちょっと今、市としての実施はまだ具体的には国のほうからも示されておきませんので、職場単位での医師のほうに、大学とか企業とかということで報道

では聞いているところです。

また、優先接種として、先ほど市長の答弁のほうにもありましたけど、県のほうが県内に6か所優先接種という形でありますので、そちらもぜひ利用していただきたいなと考えているところです。

○8番（高橋信広君）

ワクチン等については以上で終わらせていただきますが、ぜひ今いろいろ言いましたけど、もう少し改善できるところは改善していただいて、スムーズなワクチン接種ができるようによろしく願いいたします。

それから次ですが、災害については先ほどの答弁にありましたように、昨年6月にも実は避難所のことで質問しましたが、そのときは感染者は八女市には一人もおられなかったんですね。そういうことで、陽性者がどうのこうのと考えもしませんでした。今回はこれだけ増えてきたら、ひょっとしたら陽性者がいらっしやる、濃厚接触者もいらっしやる、その人たちは避難所どうなるんだろうと素朴な疑問があったので、今回聞きましたけど、確認しますと、陽性者の方については保健所のほうでしっかりと管理されて、しっかりと避難もできる態勢を取っておられるということで、八女市は管理する必要はないということで理解しておきます。

それから、濃厚接触者については、少しここについてはある程度やっぱり市のほうが管理せざるを得ないような感じですけど、この辺の把握の問題も含めて、具体的にどういうふうな取組をされるのか、これについてお聞きします。

○防災安全課長（毛利昭夫君）

お答えいたします。

自宅待機の陽性者と濃厚接触者が避難する場合の中で、濃厚接触者の取扱ということだと思うんですが、まず、保健所が濃厚接触者に対しまして電話をかけて、市へその情報提供を行う旨の同意、それと、市の避難所を利用する場合は濃厚接触者が必ず市へ事前に連絡する旨の同意をまず得ます。次に、同意が得られた濃厚接触者につきまして、保健所が市へ情報提供を行います。そして、災害時に濃厚接触者が実際に避難することを市へ連絡をして、市が準備した避難所を案内するということになります。

なお、濃厚接触者が利用される避難場所につきましては、旧市町村ごとに各1か所確保をしておるところでございます。これにつきましては、保健所と協議をした上で決定をしておるところでございます。

以上でございます。

○8番（高橋信広君）

承知しました。この件については終わらせていただきます。

次に、デジタル化の推進ですが、このデジタル化につきましては、冒頭に言いましたように、国のほうもデジタル庁が9月1日から開設されますし、国、県、それから各自治体もこれから相当進んでいくと思っています。八女市においても、やっぱりデジタル化の推進に当たっては、地域性であったり、特性を踏まえた市民にとって利便性をいかにメリットにつながるかという観点で、私は庁内で横断的に議論する必要があるのかなと考えております。そういう中で、今進んで先進的にやっておられるのが浜松市、つくば市、加賀市というところは先行した取組が、ネットでしか確認はしておりませんが、かなり進んでおります。近隣では直方市のデジタル化で、トランスフォーメーション推進本部を部長以上の方10名で設置されて、AI活動等のデジタル化による内部事務の効率化、それから、行政サービスのオンライン化、それからもう一つは、地場産業の情報化の支援という大きなテーマを持って進んでおるという状況です。

こういう中で、八女市として具体的にはどういう取組からスタートされるか。先ほどデジタル化推進計画書を作るということはおっしゃってございましたけど、そこからスタートするのはちょっと私は疑問を感じるんですが、具体的にどういう進め方をされるか、お聞きいたします。

○総務課長（秋山 勲君）

お答えします。

八女市におけるデジタル化の取組についてでございます。

第5次八女市総合計画及び第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略におきまして、スマート自治体の推進を掲げております。その中で、市民がいつでも、どこでも、早く簡単に行政サービスを利用できるように行政手続のオンライン化を進めていくとしております。このことは自治体のデジタル化に共通した施策でもありますし、国が示しております「誰一人取り残さない」、「人に優しいデジタル化」というビジョンにも一致をいたしますので、それらを踏まえまして、八女市としてのデジタル化の推進を図っていきたいと考えておるところでございます。

○8番（高橋信広君）

既に着手も進んでいると思いますが、全庁を挙げて、やっぱり八女市にとっての地域性ということも含めて、しっかりと議論をしていただきたいと思います。

次に、マイナンバーカード、このデジタル化を普及させる、進めていくためにはマイナンバーカードの普及というのは当然ベースにあるものと認識しております。そういう中で、先ほどの市長答弁では5月16日現在で28.56%ということですが、ここも相当混乱しながらでも結果的にこのぐらいということで、やっぱりそれだけ人口6万人以上になると大変だということだと思っております。これからは、1つはマイナンバーカードを活用する、やっぱり八女

市としてこういうのは必要だから、絶対取っておかないとまずいというところがないと、なかなか進まないと思っております。

先ほど市長答弁の中にあつた税収等、これはマイナンバーカードを使ってということでありましたが、具体的にこれはどういうやり方なのか、教えてください。

○市民課長（野田勝広君）

お答えいたします。

コンビニ交付ということで、マイナンバーを持ってある方はコンビニに置いてありますマルチコピー機ですね、そちらのほうから今現在は住民票とか戸籍謄本とか抄本等、印鑑証明もですけど、今現在も取れるようになっておりますけれども、市民からの要望として、税関係の所得証明とか納税証明とかもコンビニで取れるということになれば、朝の6時半ぐらいから夜の11時くらいまでは役所が空いていない時間も取ることができますので、そういった要望により、今年の当初予算で措置していただきまして、その準備をただいま進めておるところでございます。

○8番（高橋信広君）

確認ですけど、これはマイナンバーカードを具体的にかざすなりして認証するというところでいいんですか。

○市民課長（野田勝広君）

すみません、ちょっと私も実際、自分のカードを使ってやったことがありませんので、やり方についてはあれですけども、恐らくカードを機械に入れるんじゃないかと思えます。

○8番（高橋信広君）

これからは今のマイナンバーカードをどういうふうに活用するか、そこに例えば、オンライン化もマイナンバーカードとセットで、それと併せて、八女市はまだキャッシュレス化は進んでおりませんが、この3点セット、キャッシュレス化も含めて考える時期じゃないかと思っておりますので、ぜひそういうことも含めて検討いただければと思います。

少し紹介したいのが、石川県の加賀市がマイナンバーカードは全国1位なんですね。ここは申請率——申請率ですよ、取得率や申請率で4月30日現在で76.5%と全国1位です。ここは今年3月には139の電子申請メニューを提供するという、これはマイナンバーカードを利用してデジタルサービスの提供をいち早く開始されております。

今回、驚くような内容が1つあつたのが、e-加賀市民制度という制度です。これは市民と市民以外、それに加えて電子市民という考え方ですね。そういう新たなカテゴリーを設けて、官民の様々なサービスを電子市民も受けることができ、電子市民を増やすことで、いわゆる観光人口が増えていくような考え方です。これは八女市にとって非常に、私は参考になる戦略と考えますので、やり方は、具体的なことは私も簡単に読んだぐらいで分かりませんけ

ど、イメージとしては何となく八女市ファンを増やすためにはこういう電子市民というのを作って、八女市の人口は5万しかいないけど、電子市民を合わせると10万あるみたいな、そういうことで経済活性化にもつながる、そういう仕組みができれば大変面白いなと思っておりますけど、この取組について企画部長いかがお考えか、お聞きします。

○企画部長（石井稔郎君）

お答えいたします。

たしか半月ぐらい前だったと思いますが、加賀市のほうがプレスリリースをしていた内容について、ちょっと耳にしたことなんですけれども、今、議員おっしゃられているとおり、電子市民といいまして、そこに在住する市民じゃないけれども、マイナンバーカードなどをひもづけをして、そして、法令上の市民ではありませんが、電子上の市民ということで、それになれば、加賀市でいえば加賀市の市民サービスを受けることができる。そういうことから、そういった市民サービスを受けることによって、今度は加賀市に興味を持って、そこに観光に行ったりだとか、あるいはそこにふるさと納税したりだとか、そういったことで今度は加賀市に対しまして、いろんな経済波及効果を及ぼすことができるような仕組みだろうということで承知しております。

そういう意味では、電子市民になったe-加賀市民に対しても、あるいは加賀市本体に対しても、ウィン・ウインの関係になる新しい取組だろうというところで、この取組については非常に興味を持っておるところであります。

本年度、企画でいえば、そういった先端技術の活用調査の構想なども取り組んでいきたいということで、当初予算でお願いをしておりましたので、これに向けて加賀市の取組なども参考にしながら、八女市ならではのやり方を研究していきたいと思っております。

○議長（角田恵一君）

お知らせいたします。本日の会議時間は都合により、午後5時まで延長いたします。

○8番（高橋信広君）

今の加賀市の取組については、まだ加賀市もスタート自体はやっていないと思いますので、これから具体的になっていくと思います。非常に注目はしておりますので、ぜひ研究していただいて、八女市版として取り入れられるかどうか、ぜひ研究価値は非常にあると思いますので、よろしく願いしておきます。

では、最後になりますけど、デジタル化によって、先ほども冒頭申し上げましたように、デジタル化が進むことでいわゆる情報格差、デジタルデバインドという言葉があるんですけど、格差がついていくということが危惧されております。この解消というのがデジタル化の推進をするに当たっては不可欠かと思っております。既に先ほどの加賀市もそういうことを踏まえて対策を立てておりますし、国としても、デジタル活用支援推進事業ということを打ち出

しております。こういうところにもモデルとして入るとか、今、デジタル化をこれからやられる中で、ここの部分は並行してやったほうが私は非常にやりやすいというか、いきなりデジタル化のいろんなことを八女市がやったときに、さあ、やろうというときには、やっぱり格差の問題が出てきますので、やっぱり格差をある程度解消した中でスタートできるような体制がやりやすいんじゃないかと思っております。

例えば、モデル地区で、お名前を借りたら悪いんですけど、矢部地区でそういうところにモデル地区で高齢者の方の研修会、勉強会、公民館でやりながら、みんなワイワイガヤガヤ楽しみながら、このスマホをいじりながら楽しんで、結果的には認知症防止にもつながるような、そういう仕組みをつくっていただいたら非常にこれからのデジタル化を推進するに当たっては、いい話かなと思っております。

ちなみに、渋谷区は3,000台のスマホを無償で提供して、スマホを持っておられない高齢者に対していろいろ勉強会をやる、そういう仕組みを作っている、そういうところがあちこちやっぱり出ておりますので、八女市としても、ぜひ高齢化がこれだけ進んでいるところですから、取り組んだらと思いますが、いかがでしょうか。

○総務課長（秋山 勲君）

お答えします。

議員御指摘のとおり、高齢者やICTが苦手な方々にとりましては、サービスが利用できるような環境が整ったとしても、利用方法が分からないとか、パソコンやスマホが使えないということで電子申請が利用できないということになろうかと思えます。

デジタル化を進める上で利用者に対する助言や相談などのサポートをしっかり行っていくことが必要であり、利用者目線で行政サービスを行っていくことが必要であろうと考えております。

先ほど議員のほうからもお話ありましたが、国のほうでは高齢者が身近な場所で相談や学習を行えるデジタル活用支援事業を開始しております。この事業は民間企業や自治体、地域の団体などが連携しまして、いわゆるスマートフォンの教室など出張講座を行うもので、住民に対するきめ細やかなデジタル活用を推進する上では、このような取組についても十分検討して、八女市としてのデジタル化を進めていかなければならないと考えているところでございます。

○8番（高橋信広君）

よろしく申し上げます。

最後に、市長にお聞きいたします。

私は将来に向けて、八女市にとってこのデジタル化というのは行政サービスの向上、それから、市民の利便性ばかりじゃなくて、経済の活性化、そして、人口減少に対する一つの対

策の大きな手段にもなると思っております。市長のお考えをお聞きいたします。

○市長（三田村統之君）

議員おっしゃるように、デジタル化については行政、あるいはまた経済的な面でも、あらゆる面でこれからの時代、必要になってくるだろうと思います。時代の流れに遅れないように、また、市民の皆さん方が十分このデジタル化が活用できるような体制をこれから国の指導、あるいは県の指導も含めて研究しながら進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○8番（高橋信広君）

最後となりますが、私のほうから。

コロナ禍の収束というのは、全ての人が願っていることでありますけど、収束の鍵はやはりワクチンというものが一致した意見だと思っております。執行部におかれましては、医師会をはじめ、医療関係者の皆様のさらなる協力をいただき、ワンチームとして早期にワクチン接種が完了し、市民の皆様の健康を守られるよう、そして、社会活動、経済活動が一日も早く取り戻せますようお願い申し上げまして、私の一般質問を終わります。

○議長（角田恵一君）

8番高橋信広議員の質問を終わります。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。お疲れさまでした。

午後4時 延会